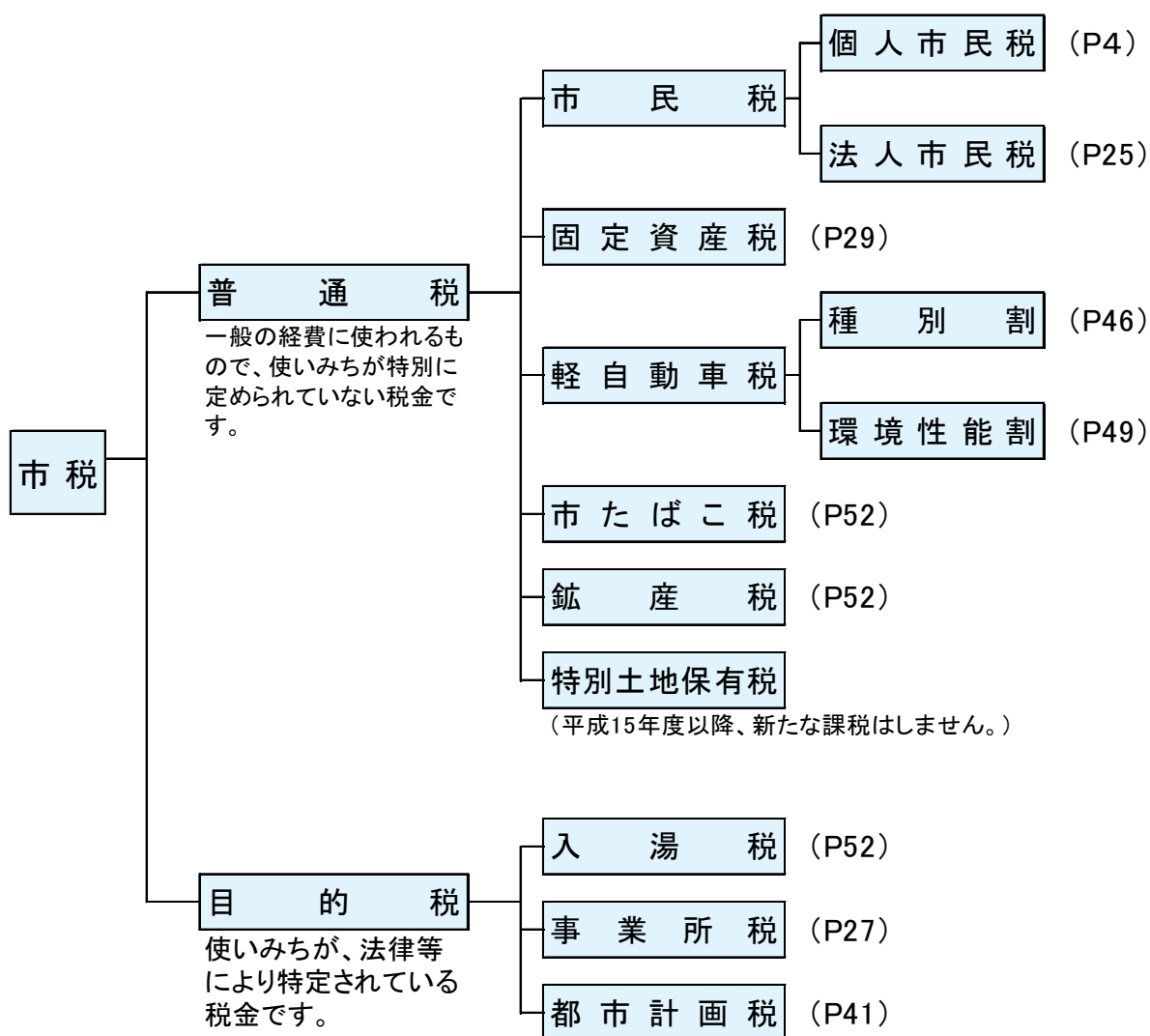


市税の種類

税金は納める先により、国税、県(都道府)税、市(区町村)税の3つに区分されます。このうち、市に納めていただくものが市税です。

では、新潟市で現在、市民の皆さんに納めていただいている市税にはどんなものがあるのか見てみましょう。



1 市民税

市民税は、県民税とあわせて住民税と呼ばれ、市民の皆さんが居住している地域の費用を能力に応じて広く分担しあうという性格をもっています。

市民税には、個人の負担する**個人市民税**と会社などの負担する**法人市民税**とがあり、それぞれ、均等の税額によって納めていただく**均等割**と所得に応じて納めていただく**所得割**(法人の場合は**法人税割**)からなります。

又、個人県民税及び森林環境税は、市民の皆さんの便宜などを図るため、個人市民税と併せて納めていただくことになっています。

(1) 個人市民税

詳しくは
こちら



個人市民税を納める人

- (1) その年の1月1日に新潟市に住所がある人(均等割と所得割)
- (2) その年の1月1日に新潟市に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人又は、その年の1月1日に新潟市に住所があり、お住まいの区とは別に事務所、事業所又は家屋敷がある人(均等割)

個人市民税のかからない人

(1) 均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 障がい者、未成年者及び寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人(給与のみの収入額では204万4,000円未満、公的年金等のみの収入額では、65歳未満の場合は216万6,667円以下、65歳以上の場合は245万円以下です。)
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
 $31万5,000円 \times (本人(1) + 同一生計配偶者(1) + 扶養親族の数) + 10万円 + 18万9,000円$
(18万9,000円の加算は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人だけです。)

(2) 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人
 $35万円 \times (本人(1) + 同一生計配偶者(1) + 扶養親族の数) + 10万円 + 32万円$
(32万円の加算は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人だけです。)

※ ここでの「扶養親族」には控除対象外扶養親族(16歳未満)も含まれます。
注 寡婦又はひとり親の要件について詳しくは8ページ参照

個人市民税額の計算

(1) 所得金額の計算(5・6ページ)

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

(2) 課税標準額の計算(7～9ページ)

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税標準額}}$$

(3) 所得割額の計算(9～12ページ)

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

(4) 個人市民税額の計算(18～20ページ)

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{個人市民税額}}$$

※ 個人県民税額についても同様の計算を行います。森林環境税は1人年額1,000円です。

均等割

市民の皆さんに広く均等に負担していただくもので、定額です。

市民税3,000円 県民税1,000円

※ 前年中の合計所得金額が一定額以上になると一律がかかります。(4ページ 個人市民税のかからない人(1) ③参照)
 ※ 令和6年度から、均等割と併せて国税の森林環境税1,000円がかかります。

所得割

前年中の所得の額に応じて負担していただくもので、一般に下記の計算式で算出します。
 (総所得金額等の合計額－所得控除額)×税率－税額控除額＝所得割額

(1) 所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。数種類の所得がある場合は、それらを合計(「合計所得金額」及び「総所得金額等の合計額」という。)します。

※ 均等割の非課税判定、配偶者控除や扶養控除等の判定などに用いられる「合計所得金額」は、前年度損失等の繰越控除前の金額を合計します。所得割の計算の基礎となる「総所得金額等の合計額」は、繰越控除後の額になります。いずれも土地・建物の譲渡所得については、特別控除前の金額になります。
 土地・建物の譲渡に係る特別控除額については、土地・建物の税額を計算する際に差し引き(分離課税譲渡所得金額)、所定の税率を乗じて税額を求めます。

〈所得の種類とその概要〉

所得の種類		所得金額
利子所得	一般公社債等、預貯金の利子	収入金額(県民税利子割の対象となるものを除く)
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－元本取得のために要した負債の利子(県民税配当割の対象となるものを除く)
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師その他の事業から生じる所得	収入金額－必要経費 ※青色申告事業者の場合、合計所得金額には、青色申告特別控除額を控除した金額が算入される。
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職金、退職手当など	【通常は現年分離課税】(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ※1/2の計算は、法人役員等を除く。詳しくは15ページ参照。
山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得	【分離課税】収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)
譲渡所得	土地・建物、株式などを売った場合に生じる所得	土地・建物 【分離課税】収入金額－取得費・譲渡費用(－特別控除額) ※合計所得金額には、特別控除前の金額が算入される。
		株式・特定公社債等 【分離課税】収入金額－取得費・譲渡費用(県民税株式等譲渡所得割の対象となるものを除く)
		その他 収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額(最高50万円) ※合計所得金額に算入される長期譲渡所得の金額は、長期譲渡所得金額の1/2の金額。
一時所得	賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※合計所得金額に算入される一時所得の金額は、上記一時所得金額の1/2の金額。
雑所得	公的年金等	公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など)による所得(収入金額－公的年金等控除額)
	業務	原稿料・講演料又はネットオークションを利用した個人取引などの副収入による所得(収入金額－必要経費)
	その他	生命保険の年金など上記のいずれにも該当しない所得(収入金額－必要経費)

※1 退職所得、山林所得及び土地・建物、株式等の譲渡所得については、他の所得と区分してそれぞれの計算方法により税額を算出します(15～17ページ参照)。
 ※2 上場株式等で県民税配当割や県民税株式等譲渡所得割の対象となったものについても、確定申告等を行った場合は配当所得や譲渡所得となり、合計所得金額に含まれる(所得として算定される)こととなります。

● 雑所得(公的年金等)

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。雑所得(公的年金等)は、収入金額と受給されている人の年齢に応じて、下の表のとおり定められています。

〈公的年金等に係る雑所得の計算表〉

年齢区分	公的年金等の 収入金額の合計 (X)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	(X)－600,000円	(X)－500,000円	(X)－400,000円
	130万円以上410万円未満	(X)×75%－275,000円	(X)×75%－175,000円	(X)×75%－75,000円
	410万円以上770万円未満	(X)×85%－685,000円	(X)×85%－585,000円	(X)×85%－485,000円
	770万円以上1,000万円未満	(X)×95%－1,455,000円	(X)×95%－1,355,000円	(X)×95%－1,255,000円
	1,000万円以上	(X)－1,955,000円	(X)－1,855,000円	(X)－1,755,000円
65歳以上	330万円未満	(X)－1,100,000円	(X)－1,000,000円	(X)－900,000円
	330万円以上410万円未満	(X)×75%－275,000円	(X)×75%－175,000円	(X)×75%－75,000円
	410万円以上770万円未満	(X)×85%－685,000円	(X)×85%－585,000円	(X)×85%－485,000円
	770万円以上1,000万円未満	(X)×95%－1,455,000円	(X)×95%－1,355,000円	(X)×95%－1,255,000円
	1,000万円以上	(X)－1,955,000円	(X)－1,855,000円	(X)－1,755,000円

※ 65歳以上であるかどうかの判定は、収入のあった年の12月31日現在の年齢によります。

● 給与所得

給与所得については、必要経費に代わるものとして収入金額から給与所得控除額を差し引くことになっています。給与所得の計算方法は下の表のとおりです。

〈給与所得の計算表〉

給与等の 収入金額の合計	給与所得の金額 (1円未満の端数切捨)	所得金額調整控除 次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額も加えて控除します。 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、[給与等の収入金額(1,000万円上限)－850万円]×10%により算出した金額。 ・23歳未満の扶養親族を有する ・本人が特別障害者である ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する (2) 給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額を有し、その合計が10万円を超える場合は、次の計算により算出した金額。 「給与所得の計算表」で算出した金額(10万円限度) ＋「公的年金等に係る雑所得の計算表」で算出した金額(10万円限度)－10万円 ※(1)の適用がある場合は、その後控除します。
～550,999円	0円	
551,000～1,618,999円	(A)－550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	(A)÷4＝(B) (B)×2.4＋100,000円	
1,800,000～3,599,999円	※(B)は千円未満端数切捨 (B)×2.8－80,000円	
3,600,000～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円	
6,600,000～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	(A)－1,950,000円	

● 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得と区別され、課税の対象にはなりません。

代表的な非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は最高月額15万円まで)
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付
- (5) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得(相続税等の課税は受けます)
- (6) 学資に充てるために給付される金品や、扶養義務者相互間で扶養義務を履行するために給付される金品
- (7) 障がい者の自立支援給付として支給を受ける金品
- (8) 児童手当、児童扶養手当など

(2) 所得控除額

所得控除は、その納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうかなどの個人的な事情も考慮して、総所得金額から一定金額の控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものです。

〈所得控除一覧表〉

種類	要件	控除額		
雑損控除	前年中に災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い額 ①(損失額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出額－5万円		
医療費控除	次のいずれか一方を選択 ①前年中に本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 ②健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人が、前年中に本人や生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合	①の場合 (支払った医療費の総額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない額)(最高200万円) ②の場合 (支払った特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金等の補てん額)－1万2千円 (最高8万8千円)		
社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)を支払った場合	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額		
生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料と介護医療保険料の支払額をそれぞれ以下にあてはめて算出した控除額の合計額が生命保険料控除額になります。(合計最高70,000円)			
	新制度保険料計算式(注1)		旧制度保険料計算式(注2)	
	保険料等の支払額	控除額	保険料等の支払額	控除額
	12,000円以下	保険料等の支払額の全額	15,000円以下	保険料等の支払額の全額
	12,001円～32,000円	支払額×50%+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×50%+7,500円
	32,001円～56,000円	支払額×25%+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×25%+17,500円
	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円
	(注1)平成24年1月1日以降に締結した保険契約 (注2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約 ※新・旧両方の保険料がある場合は、①新制度分のみで申告、②旧制度分のみで申告、③新制度と旧制度両方で申告のいずれかを選択できます。 ③の場合の控除額は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(28,000円が限度)と旧制度で計算した金額のいずれか大きい方の金額となります。			
	地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額をそれぞれ下の表に当てはめて算出した控除額の合計額が地震保険料控除額になります。(最高2万5千円)		
保険料等の支払額		控除額		
地震保険料		保険料等の支払額×1/2		
平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち満期返戻金等のあるもので、保険期間、共済期間が10年以上のもの		5,000円以下	保険料等の支払額の全額	
		5,001円～15,000円	保険料等の支払額×1/2+2,500円	
		15,001円以上	10,000円	

種類	要件				控除額	
障害者 控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族がいずれかに該当する場合					
	障害者 手帳	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B又はC 精神障害者保健福祉手帳2～3級	26万円	※同居特別障害者：特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人やその配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている人	
		特別障害者	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	30万円 ※同居特別障害者の場合 23万円加算		
	障害者 控除対 象者認 定書	障害者	身体障害者（3～6級）に準ず 知的障害者（軽度・中度）に準ず	26万円		
特別障害者		身体障害者（1～2級）に準ず 知的障害者（重度）に準ず 寝たきり老人	30万円 ※同居特別障害者の場合 23万円加算			
寡婦控除	ア 合計所得金額が500万円以下で、夫と死別（生死不明含む）後、その年の年末において婚姻していない女性 イ 合計所得金額が500万円以下で、子以外の扶養親族を有し、夫と離別後、その年の年末において婚姻していない女性 ※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと				26万円	
ひとり親 控除	合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、その年の年末において婚姻していない人又は配偶者の生死が不明な人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと				30万円	
勤労学生 控除	合計所得金額が75万円以下の勤労学生で、勤労によらない所得が10万円以下の場合				26万円	
配偶者 控除 ・ 配偶者 特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合、本人と生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）の合計所得金額に応じ、下の表のとおり配偶者控除・配偶者特別控除が受けられます。					
			本人の合計所得金額			種類 控除の
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配偶者 の 合 計 所 得 金 額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者 控除
		老人控除対象配偶者 （70歳以上の方）	38万円	26万円	13万円	
		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者 特別 控除
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円		
扶養控除	生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合 ※同居老親等：本人又は配偶者の直系尊属（70歳～）で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人				対象となる親族 （16～18歳、23～69歳）	1人あたり 控除額
					一般の扶養親族	33万円
					特定の扶養親族 （19～22歳）	45万円
					老人の扶養親族 （70歳～）	38万円
					同居老親等の 扶養親族	45万円
基礎控除	すべての納税義務者				合計所得金額	控除額
					24,000,000円以下	43万円
					24,000,001円～ 24,500,000円以下	29万円
					24,500,001円～ 25,000,000円以下	15万円
					25,000,001円以上	0円

※1 年齢は、前年の12月31日現在で判定します。

※2 合計所得金額については5ページ参照

※3 0歳から15歳までの年少者は控除対象外(控除額なし)となります。

(3) 課税標準額

総所得金額等の合計額(5ページ)から所得控除額(7ページ)を差し引いたものが、税率を乗じる前の基準額である「課税標準額」となります。

(4) 所得割額

課税標準額に税率を乗じ、税額控除額を差し引いたものが、所得割の税額です。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

① 税率

市民税		県民税	
8%	合計 10%	2%	

② 税額控除額

● 調整控除

所得税から市・県民税への税源移譲(注1)において、納税者の負担が変わらないようにするための措置のひとつで、所得税と市・県民税の人的控除額(注2)の差を調整するためのものです。

個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、次の額を所得割額から控除します。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

〈計算方法〉

合計課税所得金額(注3)	調整控除額	
200万円以下	(A) 人的控除額の差額の合計	(A)と(B)のいずれか小さい額の5%
	(B) 市・県民税の合計課税所得金額	
200万円超	{人的控除額の差額の合計－(市・県民税の合計課税所得金額－200万円)}×5% ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円	

注1 平成19年度分市・県民税(平成19年分所得税)から、地方分権の柱として所得税から市・県民税へと税源の移譲(税率の変更)が実施されました。

注2 人的控除額については、10ページ参照

注3 所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいい、課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

〈人的控除額の種類と差額の一覧表〉

人的控除の種類		納税義務者の 合計所得金額	市・県民税の 控除額	所得税の 控除額	控除額の 差額
基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	
		2,500万円以上	適用なし		
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	50万円超 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円※1
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	2万円※2
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※3
	55万円超 133万円未満	900万円以下	省略		適用なし
		900万円超 950万円以下			
		950万円超1,000万円以下			
扶養控除	一般扶養	—	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	—	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	—	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	—	45万円	58万円	13万円
寡婦控除		—	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母	—	30万円	35万円	5万円
	父	—	30万円	35万円	1万円※4
障害者控除	障害者	—	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	—	30万円	40万円	10万円
同居特別障害者		—	53万円	75万円	22万円
勤労学生控除		—	26万円	27万円	1万円

※1 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(市・県民税33万円、所得税36万円)

※2 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(市・県民税22万円、所得税24万円)

※3 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(市・県民税11万円、所得税12万円)

※4 税制改正前(令和2年度まで)の旧寡夫控除の差額(市・県民税26万円、所得税27万円)

● 配当控除

配当所得がある場合、次の額を所得割額から控除します。

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除額

〈配当控除の控除率(一般)〉…一般配当以外の配当所得がある場合は、別計算になります。

課税総所得金額等	市民税	県民税
1,000万円以下の部分の配当所得	2.24%	0.56%
1,000万円を超える部分の配当所得	1.12%	0.28%

※ ただし、「申告分離課税」を選択した配当所得については対象外となります。(詳しくは17ページ参照)

● 寄附金税額控除

控除の対象となる寄附金額のうち、適用下限額(=2,000円)を超える部分について、一定限度額までを調整控除後の所得割額から控除します。さらに、都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金(ふるさと納税)については基本の控除額に加えて特例控除額が上乗せされます。(①+②が控除されます。)

※ 令和元年6月1日以降、総務大臣の指定を受けていない都道府県、市区町村へ行った寄附は、特例控除額及びワンストップ特例制度の適用となりません。

○ 控除対象となる寄附金

- (ア) 都道府県・市区町村への寄附金
- (イ) 住所地の都道府県共同募金会・住所地の日本赤十字社支部への寄附金
- (ウ) 所得税の対象寄附金のうち新潟県又は新潟市が条例で指定したものへの寄附金
※ 新潟県のみ指定のもの又は、新潟県指定のもので新潟市内に対象法人がない場合は県民税のみ対象となります。
- (エ) 所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金のうち、新潟県や新潟市が条例で指定したものへの寄附金

○ 寄附金税額控除額の計算方法

(寄附金税額控除対象額-2,000円) × $\begin{matrix} 8\%(\text{市民税}) \\ 2\%(\text{県民税}) \end{matrix}$ …①

※ 寄附金控除対象額とは

・(ア)～(エ)の寄附金の合計額 } いずれか少ない方の金額
・総所得金額等の30%

○ 特例控除額の計算方法(都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金のみ加算)

(寄附金額-2,000円) × 特例控除率 × $\begin{matrix} 4/5(\text{市民税}) \\ 1/5(\text{県民税}) \end{matrix}$ …②
※ 所得割額の2割が限度となります。

〈特例控除率表〉

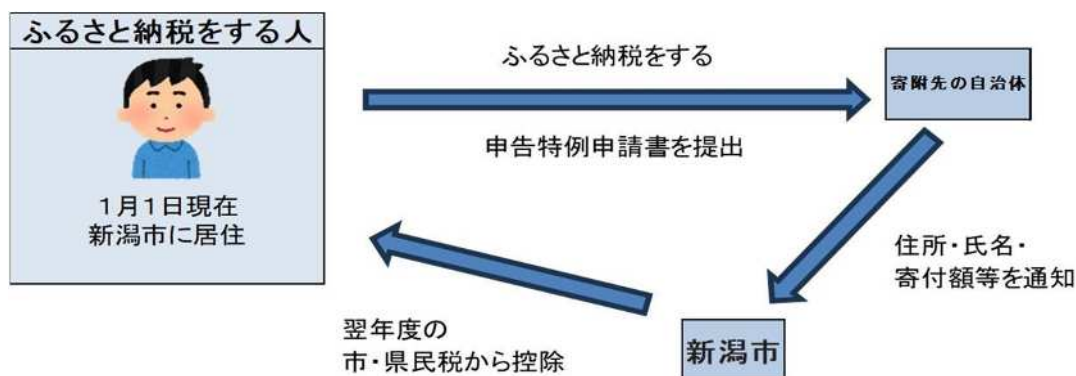
課税標準額ー人的控除額の差額	特例控除率	課税標準額ー人的控除額の差額	特例控除率
0円以上195万円以下	84.895%	900万円超1,800万円以下	56.307%
195万円超330万円以下	79.790%	1,800万円超4,000万円以下	49.160%
330万円超695万円以下	69.580%	4,000万円超	44.055%
695万円超900万円以下	66.517%		

注1 課税標準額については9ページ参照

注2 人的控除額の差額については10ページ参照

○ ふるさと納税のワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる制度です。申告特例申請書を寄附先の自治体に提出し、制度の適用を受ける方は、申告をしなくても市・県民税から相当額が控除されます(所得税の軽減額を含みます)



ただし以下に該当する方は制度の適用を受けることができません。

寄附金控除を受けるためには、確定申告書等に寄附金額を忘れずに記載して提出してください。

- ・寄附先の自治体が5団体を超える人
- ・確定申告書を提出する人
- ・市・県民税の申告書を提出する人

● 住宅借入金等特別税額控除(住民税での住宅ローン控除)

提出された課税資料(確定申告書や給与支払報告書)の記載に基づき、対象となる方の住宅ローン控除額を計算します。

○ 対象となる人

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税から控除しきれなかった金額のある人のうち、平成21年1月から令和7年12月の間に入居された人

○ 市・県民税からの控除額

次の①と②のいずれか小さい額を市・県民税の所得割から控除します。

- ①前年分の所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
- ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%又は7%を乗じて得た額
(入居時期等により控除限度額が異なります)

〈入居時期による控除限度額の一覧〉

入居時期	控除限度額	控除期間
平成21年1月から平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	10年
平成26年4月から令和元年9月※1	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)	10年
令和元年10月から令和2年12月※1	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)	13年
令和3年1月から令和4年12月※1※2	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)	13年
令和4年1月から令和7年12月※3	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	13年

※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※2 住宅に適用される消費税率が8%又は10%である場合で、それ以外の場合においては5%を乗じて得た金額(最高97,500円)となります。

※3 注文住宅は令和2年10月から令和3年9月までの間、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月までの間に契約する必要があります。

※4 控除期間について、中古住宅等の一部住宅については10年間となります。

● 外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない部分があるときには、県民税、市民税の順序で一定の限度額を所得割額から控除します。

● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特別徴収された県民税配当割額又は県民税株式等譲渡所得割額について確定申告等を行った場合は、所得割額から特別徴収された額を控除します。所得割額から控除しきれなかった金額があるときは均等割額へ充当し、充当しきれなかった額は還付となります。

申告について

その年の1月1日に新潟市に住んでいる人は、前年中の所得等を3月15日までに申告してください。

ただし、次のような人はその必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出する人
- (2) 給与所得のみの人で、勤務先から新潟市へ給与支払報告書が提出されている人
- (3) 公的年金等の所得のみで、他に収入がない人
- (4) 収入がなく、新潟市に住所のある人の税法上の扶養親族となっている人

※ 各種控除を追加で受ける場合は申告の必要があります

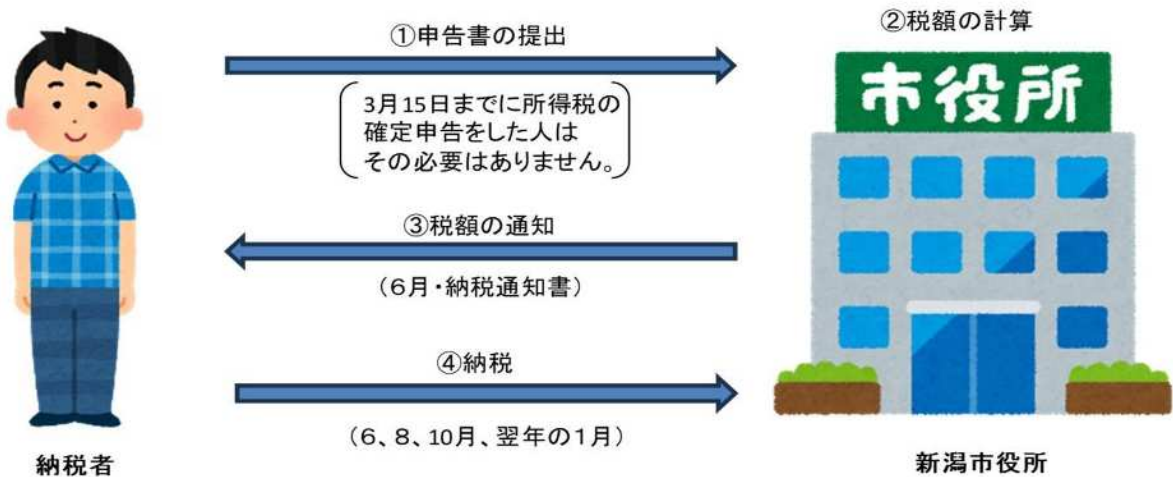
納税の方法

納税方法は、納税通知書で納めていただく普通徴収と、勤務先の給与又は公的年金から差し引いて納めていただく特別徴収の2つの方法があります。

普通徴収		特別徴収(給与の場合)	
事業所得者などの市・県民税については、市が送付する納税通知書によって、税額を年4回に分けて納めていただきます。		給与所得者の市・県民税については、給与支払者(この場合、「特別徴収義務者」といいます。)が、税額を6月から翌年の5月までの年12回に分け、毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引き、納税者にかわって納めていただきます。	
納期限	6月・8月・10月・翌年1月の末日	納期限	徴収した月の翌月10日

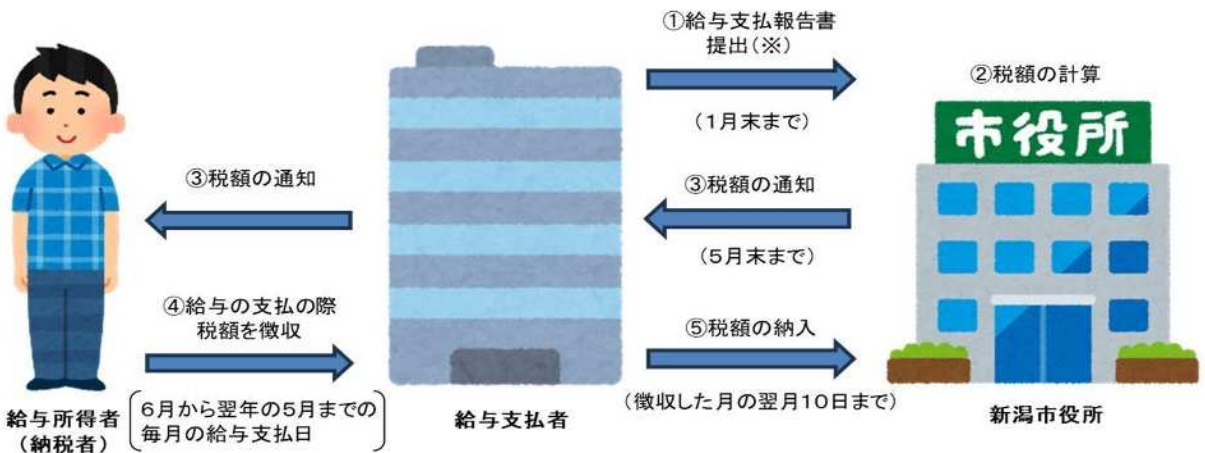
- ※1 納期限が土・日、祝祭日等にあたる場合は、翌開庁日となります。
- ※2 65歳以上の年金受給者の公的年金等にかかる市・県民税については、平成21年10月から特別徴収制度が導入されました(詳しくは14ページを参照)。
- ※3 給与所得と公的年金等にかかる所得以外の市・県民税については、申告の際に、給与から差し引く特別徴収か、自分で納付する普通徴収か選択することができます。

普通徴収の方法による場合の納税のしくみ



特別徴収(給与の場合)の方法による場合の納税のしくみ

給与所得者の市・県民税は、地方税法及び市条例により、給与支払者が特別徴収(給与天引き)することが義務付けられています



※ 給与支払者は、1月1日に在籍している従業員のほかに、年の途中で退職した人の分についても、市に給与支払報告書を提出しなければなりません。公平かつ適正な課税の観点から、支払金額の多少にかかわらず提出してください。

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

(1) 対象者

4月1日現在、年齢が65歳以上の公的年金等受給者で、市・県民税の納税義務のある人。

ただし、次の場合には特別徴収の対象となりません。

- ① 公的年金給付の年額が18万円未満である場合
- ② 今年度の特別徴収税額が公的年金給付の年額を超える場合
- ③ 特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難である場合

(2) 対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金、などの公的年金等の所得にかかる市・県民税が特別徴収の対象となります。

なお、公的年金等の所得以外の所得にかかる市・県民税や、特別徴収の対象にならない人の市・県民税については、従来どおりの方法によりお支払いいただくことになります。

(3) 特別徴収の方法(公的年金等の所得のみの人の場合)

初年度の徴収方法は年税額の半分については納税通知書(第1期・第2期)による普通徴収、残りの半分については10月以降、公的年金からの特別徴収になります。

初年度				
普通徴収		特別徴収(本徴収)		
第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

2年目以降は下の表のとおりです。

2年目以降					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
(前年度の年税額の1/2)÷3	(前年度の年税額の1/2)÷3	(前年度の年税額の1/2)÷3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3

特別徴収制度では、受給者が支払うべき市・県民税を厚生労働大臣などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、公的年金から市・県民税を差し引いた差額が支払われることとなります。

課税の特例

市・県民税の所得割は、各種の所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、退職所得や土地・建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して、分離課税の方法により課税する特例が設けられています。

(1) 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる市・県民税所得割額は、通常、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに差し引かれます(特別徴収)。

死亡により支払われる退職金は相続税の対象となりますので、市・県民税は課税されません。

〈退職所得にかかる市・県民税所得割額の算出方法〉

退職手当等の区分		課税退職所得金額(1,000円未満切捨て)
①	②、③以外の人に支払われる退職手当等※1	(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
②	勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等※2	退職手当等の収入金額－退職所得控除額
③	勤続5年以下の役員等以外に支払われる退職手当等※3	(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) ≤ 300万円の場合 (退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
		(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) > 300万円の場合 150万円 + {退職手当等の収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

市・県民税の計算	
課税退職所得金額 × 6% (100円未満切捨て)	= 市民税所得割額
課税退職所得金額 × 4% (100円未満切捨て)	= 県民税所得割額

※1 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。(一般退職手当等)

※2 役員等としての勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。(特定役員退職手当等)

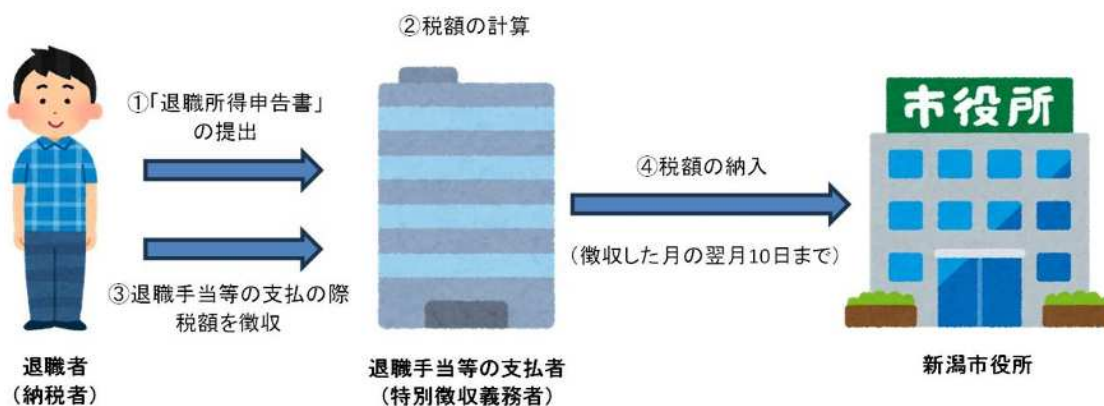
※3 短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、②に該当しないものをいいます。(短期退職手当等)

〈退職所得控除額〉

勤続年数(1年未満は切上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(最低80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数－20年)

※ 障がい者になったことが原因で退職した場合は100万円が加算されます。

〈退職所得に対する所得割の納税のしくみ〉



税制改正により、令和4年1月1日以降に支払われる勤続年数が5年以下の特定役員等以外の退職金について、退職所得控除後の残額のうち、300万円を超える部分に対して2分の1課税とする平準化措置の適用が廃止されました。

(2) 土地・建物の譲渡所得にかかる課税の特例

個人が土地や建物を売ったときは、売った土地や建物の所有期間などによって課税のしくみが異なります。

土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日に、5年を超えるものを**長期譲渡**、5年以下のものを**短期譲渡**といい、それぞれの算式により税額を計算します。

収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額(下表)＝課税譲渡所得金額

①長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×税率5%(市民税4%、県民税1%)＝税額

※ 優良住宅地の造成等のための譲渡及び居住用財産の譲渡の場合は、税率が異なります。

②短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×税率9%(市民税7.2%、県民税1.8%)＝税額

※ 国や地方公共団体等へ譲渡の場合は、税率が異なります。

〈特別控除額〉

譲渡の理由	特別控除額
収用事業のために、土地や建物などを譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
被相続人の居住用財産(空き家)を譲渡した場合	3,000万円
独立行政法人都市再生機構などが行う特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内の土地等で、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合	1,000万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
個人が低未利用土地又はその上に存する権利を譲渡した場合(親族間譲渡は除く)	100万円

(3) 株式等の譲渡所得にかかる課税の特例

株式等の譲渡所得については、次の算式により税額を計算します。

収入金額－取得費・譲渡費用＝譲渡所得金額

①上場株式等

課税譲渡所得金額×税率5%(市民税4%、県民税1%)＝税額

※ ほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等は、通常は、証券会社等が売買益の支払いの際に県民税株式等譲渡所得割を徴収し、県に申告納入することになっているので申告は不要です。(県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、市町村分は所定の交付基準に基づき、県内の市町村に交付されます。)

申告をした場合には、翌年度に所得割で「分離課税」(税率は同じ)され、県に納めた額は所得割から控除(控除しきれない場合は充当又は還付)されます。

※ 申告した譲渡所得は、合計所得金額(扶養控除や非課税の判定に使用します。)に含まれますのでご注意ください。

②一般株式等

課税譲渡所得金額×税率5%(市民税4%、県民税1%)＝税額

※ ほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

平成29年度より、上場株式等と一般株式等の譲渡損益の通算はできません。

(4) 上場株式等の配当所得等にかかる課税の特例

上場株式等にかかる配当所得について申告する場合には、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できます。ただし、「申告分離課税」を選択した場合には、配当控除は適用されません。

上場株式等の配当所得等(平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子所得も含む)について「申告分離課税」を選択した場合は、上場株式等にかかる譲渡所得との損益通算や繰越控除の適用を受けることができます。又、16 ページの「(3) 株式等の譲渡所得にかかる課税の特例」と同様に支給の際に源泉徴収されるため、申告不要の特例を適用して申告しないこともできます。

※ 申告した上場株式等の配当所得等は、合計所得金額(扶養控除や非課税の判定に使用します。)に含まれますのでご注意ください。

(5) 先物取引にかかる雑所得等の特例

先物取引による所得で、一定のものについては、5%(市民税4%、県民税1%)の税率により課税されます。

課税雑所得等の金額×税率5%(市民税4%、県民税1%)＝税額

※ ほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

〈個人市・県民税と所得税の主な相違点〉

区分	市・県民税	所得税
賦課期日	課税年度初日が属する年の1月1日。1月1日に死亡等でいない場合は課税されません。	賦課期日の概念はありません。死亡の場合は相続人が申告します。
課税される所得	前年の所得に対して課税されます。	現年の所得に対して課税されます。
均等割	均等割の制度があります。	ありません。
申告範囲	原則として、すべての所得を申告する必要があります。	申告をしないことができる場合があります。(給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合など)
課税の方法	市町村が税額を計算して課税する賦課課税。	自分で税額を計算して納税する申告納税。
税率	市民税:8%(一律)合計10%(一律) 県民税:2%(一律)	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%(7段階)
所得控除	生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の各所得控除額が異なります。	
寄附金控除	税額控除方式(適用下限額2,000円)	所得控除方式(適用下限額2,000円)
税額控除	配当控除の控除率が異なります。住宅ローン控除の対象者及び控除金額が異なります。外国税額控除は所得税の控除が優先されます。 市・県民税には政党等寄附金特別控除はありません。	
納税方法 (サラリーマンの場合)	毎年6月から翌年5月までの毎月の給料から特別徴収されます。 年末調整はありません。	毎年1月から12月の毎月の給料のほかボーナスからも源泉徴収されます。 年末調整で年税額を精算します。

令和7年度分 個人市・県民税額の計算例

(給与所得者の場合①)

設例				
家族構成夫婦・子ども2人（配偶者は収入なし子どもは18歳と14歳） 令和6年中の収入給与収入5,000,000円 社会保険料の支払額500,000円				
所得割額の計算				
所得金額A		(収入金額)－(給与所得控除) 5,000,000円－1,440,000円＝3,560,000円		
所得控除B		社会保険料控除額 500,000円 配偶者控除額 330,000円 扶養控除額（一般扶養33万円） 330,000円 基礎控除額 430,000円 計 1,590,000円		
課税標準額C (A－B)		3,560,000円－1,590,000円＝1,970,000円 〈千円未満は切捨て〉		
調整控除前の 所得割額	市民税D	1,970,000円×8％(税率)＝157,600円		
	県民税E	1,970,000円×2％(税率)＝39,400円		
調整控除額	人的控除額の 差額	配偶者控除の差額 50,000円 一般扶養の差額 50,000円 基礎控除の差額 50,000円 計 150,000円		
		市民税F	150,000円×4％＝6,000円	
		県民税G	150,000円×1％＝1,500円	
	調整控除後の 所得割額	市民税H (D－F)	157,600円－6,000円＝151,600円 〈百円未満は切捨て〉	
県民税I (E－G)		39,400円－1,500円＝37,900円 〈百円未満は切捨て〉		
均等割額				
市民税J		3,000円		
県民税K		1,000円		
市・県民税額				
市民税 (H＋J)		151,600円＋3,000円＝154,600円		
県民税 (I＋K)		37,900円＋1,000円＝38,900円		
計L		193,500円		
各期(月)の納税額				
普通徴収の場合		計Lを4期に分け、千円未満の端数を 第1期分に加算します。 第1期49,500円 第2期～第4期48,000円		
特別徴収(給与)の場合		計Lを12か月に分け、百円未満の端数を 6月分に加算します。 6月16,400円 7月～翌年5月16,100円		

あ
ら
ま
し

あ
ら
ま
し

(給与所得者の場合②)

設例

家族構成夫婦・子ども2人(配偶者は収入なし子どもは18歳と14歳)
令和6年中の収入給与収入5,000,000円
社会保険料の支払額500,000円
市・県民税の住宅借入金等特別税額控除額75,000円

所得割額の計算

所得金額A		(収入金額) - (給与所得控除) 5,000,000円 - 1,440,000円 = 3,560,000円
所得控除B	社会保険料控除額	500,000円
	配偶者控除額	330,000円
	扶養控除額(一般扶養33万円)	330,000円
	基礎控除額	430,000円
計		1,590,000円
課税標準額C (A - B)		3,560,000円 - 1,590,000円 = 1,970,000円 (千円未満は切捨て)
調整控除前の 所得割額	市民税D	1,970,000円 × 8%(税率) = 157,600円
	県民税E	1,970,000円 × 2%(税率) = 39,400円
調整控除額	人的控除額の 差額	配偶者控除の差額 50,000円 一般扶養の差額 50,000円 基礎控除の差額 50,000円 計 150,000円
	市民税F	150,000円 × 4% = 6,000円
	県民税G	150,000円 × 1% = 1,500円
	市民税H	75,000円 × 4/5 = 60,000円
住宅借入金等 特別税額 控除額	県民税I	75,000円 × 1/5 = 15,000円
住宅借入金等 特別税額控除後の 所得割額	市民税H'	157,600円 - 6,000円 - 60,000円 = 91,600円 (百円未満は切捨て)
	県民税I'	39,400円 - 1,500円 - 15,000円 = 22,900円 (百円未満は切捨て)

均等割額

市民税J	3,000円
県民税K	1,000円

市・県民税額

市民税 (H' + J)	91,600円 + 3,000円 = 94,600円
県民税 (I' + K)	22,900円 + 1,000円 = 23,900円
計L	118,500円

各期(月)の納税額

普通徴収の場合	計Lを4期に分け、千円未満の端数を第1期分に加算します。
	第1期 31,500円 第2期～第4期 29,000円
特別徴収(給与)の場合	計Lを12か月に分け、百円未満の端数を6月分に加算します。
	6月 10,700円 7月～翌年5月 9,800円

あらまし

あらまし

(公的年金等受給者の場合)

設例			
家族構成本人68歳・配偶者66歳(配偶者の収入は年金収入105万円) 令和6年中の収入年金収入2,600,000円 社会保険料の支払額200,000円			
所得割額の計算			
所得金額A		(収入金額)－(公的年金等控除額) 2,600,000円－1,100,000円＝1,500,000円	
所得控除B		社会保険料控除額 200,000円 配偶者控除額 330,000円 基礎控除額 430,000円 計 960,000円	
課税標準額C (A－B)		1,500,000円－960,000円＝540,000円 〈千円未満は切捨て〉	
調整控除前の 所得割額	市民税D	540,000円×8%(税率)＝43,200円	
	県民税E	540,000円×2%(税率)＝10,800円	
調整控除額	人的控除額の 差額	配偶者控除の差額	50,000円
		基礎控除の差額	50,000円
	計 100,000円		
	市民税F	100,000円×4%＝4,000円	
	県民税G	100,000円×1%＝1,000円	
調整控除後の 所得割額	市民税H (D－F)	43,200円－4,000円＝39,200円 〈百円未満は切捨て〉	
	県民税I (E－G)	10,800円－1,000円＝9,800円 〈百円未満は切捨て〉	
均等割額			
	市民税J	3,000円	
	県民税K	1,000円	
市・県民税額			
	市民税 (H＋J)	39,200円＋3,000円＝42,200円	
	県民税 (I＋K)	9,800円＋1,000円＝10,800円	
	計L	53,000円	
各期(月)の納税額			
普通徴収の場合		計Lを4期に分け、千円未満の端数を第1期分に加算します。 第1期 14,000円 第2期～第4期 13,000円	
特別徴収(公的年金) 2年目以降の場合		計Lから4・6・8月にすでに仮徴収された金額を差し引き、残りを 3回に分け(百円未満の端数を10月分に加算)特別徴収します。 〈例：仮徴収済額が24,000円の場合〉 4月(仮徴収) 8,000円 6月(〃) 8,000円 8月(〃) 8,000円 10月 9,800円 12月 9,600円 翌年2月 9,600円	

あらまし

あらまし

1 転出後の市・県民税は？

Q 私は、令和7年3月30日に長野市から新潟市に引越しました。ところが、6月に長野市役所から令和7年度分の市・県民税の納税通知書が送られてきました。今年は新潟市に市・県民税を納めるのではないのですか。

A 市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在住んでいる市町村で課税することになっています。したがって、あなたの場合は、令和7年1月1日現在長野市に住んでいましたので、今現在新潟市に住んでいても、令和7年度分の市・県民税は長野市に納めていただくことになります。

2 確定申告をする必要がないといわれましたが？

Q 私は個人で事業を営んでいますが、確定申告のため税務署へ行ったところ、所得税がかからないので確定申告をする必要はないといわれました。この場合、市・県民税の申告もしなくていいのでしょうか。

A 所得控除の合計額が所得の合計額より多い場合は、所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告をしていただかなければなりません。市・県民税の場合、あなたのような自営業の人はもとより、働いていないため収入が全くない人や非課税所得（遺族・障害年金等）で生活している人も申告が必要となる場合があります。市・県民税の申告で収入状況等をお知らせいただくことにより、所得証明書の発行が可能となり、国民健康保険料・介護保険料等が正しく算定されます。

なお、所得税の確定申告をした場合や、収入がなく本市に住所がある方の税法上の扶養に入っている場合などは、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。（12ページ参照）

3 退職時に納めたのに納税通知書が？

Q 私は令和7年1月に会社を退職しました。その後は無職なのですが、6月に市役所から市・県民税の納税通知書が送られてきました。退職したときの給与で市・県民税を一括して納めたはずなのになぜでしょうか。

A 個人の市・県民税は、前年中の所得に対して課税され、特別徴収される給与所得者の場合は、年税額を6月から翌年の5月までの12回に分割して毎月の給与から差し引きます。退職により給与から差し引くことができなくなった残りの税額は、一括して納めることになります。

6月に市役所から送られた納税通知書は、令和6年中の所得に対して課税される令和7年度分の市・県民税の税額です。

4 給与所得者の市・県民税の計算方法は？

Q 私は会社員で、今まで1度も税金の申告をしたことがありません。毎月給与から市・県民税が引かれているのですが、この金額は、どんな資料によって計算されているのですか。

A 毎年、あなたが会社からもらう「源泉徴収票」と同じ内容を記載した「給与支払報告書」が会社から市役所へ提出され、その内容から市・県民税が計算されます。また、確定申告を行った場合、確定申告書の内容が税務署から市役所へ提供されますので、その内容から市・県民税が計算されます。医療費控除を受けようとする場合などは、確定申告が必要ですのでご注意ください。

5 妻のパート収入で市・県民税と所得税は？

Q 私の妻はパートで働いています。パート収入によって私の税金は変わりますか。又、妻自身の税金はどうなるのでしょうか。

A パート収入は通常給与収入として扱われます。給与収入から給与所得控除額を差し引いて計算した、配偶者の給与所得金額とあなたの合計所得金額によって、あなたが適用を受けられる控除の種類や控除額が変わりますので、その適用に応じてあなたの税額も変わることとなります。

又、配偶者の税額につきましても、その給与所得金額に応じて市・県民税や所得税がそれぞれ加算されます。パートの収入金額を基準にこれらの関係をまとめると、次のようになります。

※1 給与所得金額の計算について詳しくは6ページ参照

※2 配偶者控除、配偶者特別控除の要件等控除額について詳しくは8ページ参照

パートの収入金額	妻自身の税金			夫の税金(令和7年度分市・県民税)	
	令和7年度分市・県民税		令和6年分所得税	令和6年分所得税	
	均等割	所得割		配偶者控除	配偶者特別控除
～965,000円	かからない	かからない	かからない	受けられる(注2)	受けられない
965,001円～1,000,000円	かかる(注1)	かかる(注1)			
1,000,001円～1,030,000円					
1,030,001円～2,015,999円			かかる(注1)	受けられない	受けられる(注2)
2,016,000円～	受けられない				

注1 扶養親族の有無や各種控除の適用により税金がかからない場合もあります。

注2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除は受けられません。

6 税金の申告をすると医療費が戻ってくる？

Q 私は収入がわずかばかりの公的年金のみで、市・県民税もかからないので毎年申告をしていなかったのですが、昨年中に病気を患い入院と通院で医療費が20万円ほどかかりました。そんな折、知り合いから、税金の申告をすると医療費が戻ってくると聞いたのですが、それは本当でしょうか。

A 税金の申告によって、支払った医療費自体が戻ってくることはありません。

所得税や市・県民税には医療費控除という制度があります。この制度は、1年間で支払った医療費や医薬品等購入費が一定額以上になると、申告することによって、その医療費をもとに計算された所得控除が発生し、その分税額が低く計算されるというものです(7ページ参照)。その結果、源泉徴収された所得税が還付となったり、翌年度の市・県民税が低く計算されたりします。

ただし、これは他の所得控除と同様、あくまでも所得割が課税される場合に当てはまるもので、もともと課税されない場合、医療費控除の適用はありません。

7 ふるさと納税をしたらいづ税額が減りますか？

Q 私は令和6年12月1日にふるさと納税をしました、いつの分の税金が減るのですか？

A ふるさと納税は税金の計算上、寄附金控除として扱われます。令和6年中に寄附をした場合、確定申告をすると、令和7年度分の市・県民税が減額されます。又、所得税は令和6年分が減額されます。

ふるさと納税ワンストップ特例(11ページ参照)の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市・県民税の控除という形で減額されます。

あらし

あらし

8 ふるさと納税は申告しなければいけないのでしょうか？

Q ふるさと納税の分は申告しなくてもいいと聞きましたが…。

A ふるさと納税ワンストップ特例(11ページ参照)の申請書(寄附金税額控除に係る申告特例申請書)を寄附先の自治体に提出した場合は、ふるさと納税分の控除を追加する目的のみの申告は不要です。

しかし、市・県民税の申告又は所得税の確定申告をした場合や、5団体を超える自治体に寄附をした場合は「寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例)」が無効になります。

そのため、申告の際に寄附金控除欄に記載がない場合は、ふるさと納税による寄附金控除が受けられないので忘れずに記載してください。

9 年金収入と不動産収入がある場合の市・県民税の納税方法は？

Q 私は今年の3月で65歳になり、公的年金の他に不動産所得があります。65歳になると公的年金から市・県民税が天引きされると聞きましたが、不動産所得の分も合わせて天引きされますか？

A 公的年金から天引き(特別徴収)されるのはあくまでも公的年金等の所得にかかる市・県民税のみとなります。したがって、不動産所得にかかる分については、これまでどおり普通徴収で納めていただくことになります。

10 給与収入と年金収入がある場合の市・県民税の納税方法は？

Q 私は今年の2月で65歳になりますが、給与の他に、公的年金を受給していて、これまで公的年金の所得にかかる市・県民税についても、給与から特別徴収されていました。今後もこの納税方法を続けることはできるのですか？

A 地方税法により、65歳以上の人の公的年金等の所得にかかる市・県民税は給与から特別徴収できません。したがって、公的年金等の所得にかかる市・県民税は公的年金からの特別徴収や普通徴収で納めていただくことになります。

11 事務所、事業所又は家屋敷に係る市・県民税の納税通知書が届いたのですが？

Q 私は中央区に住んでいますが、他の区で事業を営んでいます。そのため事務所、事業所又は家屋敷に係る市・県民税の納税通知書が届いたようなのですが、均等割は二重課税にはならないのでしょうか？

A 平成 19 年 4 月 1 日に新潟市が政令指定都市に移行したことに伴い、各区が「1つの市」とみなされ、新潟市内に住んでいる区と別の区に事務所、事業所又は家屋敷がある人につきましても、新潟市から各種の行政サービスを受けているという考え方から、市・県民税の均等割を負担していただくことになります。

12 前年中に収入がなくても申告は必要？

Q 私は、前年に収入がまったく無かったのですが、この場合でも市・県民税の申告は必要でしょうか。

A 前年中に収入がない人についても、市・県民税の申告が必要です。又、収入が遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの人も同様に市・県民税の申告が必要です。市民税・県民税の申告書には、前年中に所得のなかった場合の記入欄がありますので、そちらに記入の上、申告してください。

申告をしないと以下のような不都合が起こることがあります。

- ① 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料が正しく算定されない
- ② 市の制度や国民健康保険料の軽減が受けられない
- ③ 所得証明書の交付が受けられない

13 申告書はどうやって作成するの？

Q 市・県民税の申告書を提出したいのですが、用紙はどこで手に入るのでしょうか。それに作り方もよくわかりません。

A 市・県民税の申告書については、市民税課又はお住まいの区の区民生活課（中央区除く）の窓口にお越しいただければお渡しいたします。

又、新潟市のホームページ上で申告書の作成や市・県民税額の試算ができますので、作成した申告書を印刷して提出していただいてもかまいません。ご不明な点等ありましたら市民税課へお問い合わせください。

なお、毎年申告時期には、申告相談会場も設けています。

14 申告書はどこに提出するの？

Q 申告書を作成したのですが、どうやって提出すればいいのですか？

A 市民税課に提出してください。

窓口是直接お持ちいただくか、郵送にて提出いただけます。

(2) 法人市民税

詳しくは
こちら



納税義務者

区分	納める税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所・事業所がある法人	○	○
区内に事務所・事業所はないが、寮や保養所などがある法人	○	—
区内に事務所・事業所や寮などがある収益事業を営む人格のない社団等（代表者又は管理人の定めのあるもの）	○	○
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で区内に事務所・事業所を有するもの	—	○

均等割

均等割の税率（年額）は、資本金等の額や従業者数などの区分に応じて、下の表のとおり定められています。

法人等の区分	区内の従業者数の合計数	
	50人を超えるもの	50人以下のもの
公共法人・公益法人（均等割を課することができないものの除外のもの）や収益事業を営む人格のない社団等	5万円	
資本金等の額が1,000万円以下の法人	12万円	5万円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	15万円	13万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	40万円	16万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	175万円	41万円
資本金等の額が50億円を超える法人	300万円	41万円

- ※ 平成27年4月1日以降に開始する事業年度の均等割額は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金と資本準備金の合算額により判定します。
- ※ 資本金等の額と区内の従業者数の合計数は、事業年度末日で判定します。
- ※ 2つ以上の区に事務所・事業所等がある場合は、区ごとに均等割額を算定し、合計したものが均等割額となります。
- ※ 区内に事務所・事業所等を有していた期間が12か月に満たない場合は、月割により算定します。

法人税割

(1) 課税標準額

法人税割は、国（税務署）に申告した法人税額が課税標準の基になります。

(2) 税率と税額の計算方法

法人税額に次の区分による税率を乗じて計算します。

法人等の区分	平成26年10月1日以降、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
保険業法に規定する相互会社	12.10%	8.40%
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	12.10%	8.40%
資本金の額又は出資金の額が1,000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円以上の法人	12.10%	8.40%
資本金の額又は出資金の額が1,000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人	10.90%	7.20%

- ※ 「法人課税信託の引受けを行う個人」についても、「資本若しくは出資を有しない法人」に類するものととらえ、上記税率を適用します。

例) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度で法人税額200万円、資本金の額1,000万円の場合法人税割額：
2,000,000円×8.4%＝168,000円

申告と納税

法人市民税は、法人等が納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納付します。

あらまし

(1) 中間(予定)申告と納付税額

事業年度が6か月を超え、前事業年度の法人税額が20万円を超える法人は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告又は予定申告をしなければなりません。

① 中間申告の納付税額

均等割額と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額

② 予定申告の納付税額

均等割額と、前事業年度の法人税割額×(6÷前事業年度の月数)の合計額

あらまし

(2) 確定申告と納付税額

申告期限は、事業年度終了の日から原則として2か月以内です。納付税額は、均等割額と法人税割額の合計額です。ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。

(3) 均等割申告と納付税額

公共・公益法人の一部で収益事業を行わない法人は、決算期にかかわらず、毎年4月30日までに均等割額を申告し、納付します。

なお、公益法人等で、収益事業を行わないものについては、均等割額を減免する制度がありますので、納期限までにご相談ください。

Q&A 法人市民税

1 法人の設立・設置等の届出は？

Q 新潟市内に会社を設立したり、支店・営業所等を設置したときは、何か手続きが必要ですか。

A 登記事項証明書と定款(どちらもコピー可)を添えて、30日以内に法人の設立(設置)届出書を提出してください。

なお、その後商号、決算期、資本金、本店所在地等の変更や、事務所の廃止、合併、解散等があった場合も、その都度異動の届出が必要です。

2 区内に事務所を有するとは？

Q 当社は、区内の貸ビルに小さな営業所を設けることにしました。支店登記はしていませんが、それでも法人市民税はかかりますか。

A 法人市民税がかかるのは、区内に事務所等がある法人などですが、法人の支店登記がなされているかどうかは問いません。

又、事務所等の建物の所有権があるかどうかとも問いませんので、ご質問の場合、法人市民税の申告をしなければなりません。



事業所税は、道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備にあてる目的税であり、都、指定都市(その周辺都市)及び人口30万人以上の都市で課税しています。

事業所税を納める人

新潟市内の事業所等で、事業を行っている法人又は個人

課税標準(税額の算出のもとになるもの)

事業所税には資産割と従業者割があります。

(1) 資産割の課税標準

法人は事業年度終了の日、個人は12月31日現在の事業所床面積

(2) 従業者割の課税標準

法人は事業年度中、個人は1月から12月に支払われた従業者給与の総額

税率と税額の計算方法

(1) 資産割

事業所の床面積×税率(1㎡当たり600円)

※ 床面積が1,000㎡以下の場合は、課税されません。

(2) 従業者割

従業者給与の総額×税率(0.25%)

※ 従業者数が100人以下の場合は、課税されません。

申告と納税

(1) 事業所税の申告納付

① 法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付

② 個人 算定期間(1月～12月)の翌年の3月15日までに申告納付

※ 事業所の床面積が800㎡を超える場合や従業者数が80人を超える場合は、納付すべき事業所税がなくても申告をしなければなりません。

(2) 事業所用家屋を貸している人の申告

事業所用家屋の全部又は一部を他人(社)に貸している人は、貸し付けた日から30日以内に家屋の概況、貸付状況などを申告していただくことになっています。

1 店舗を貸している場合の事業所税は？

Q 私は市内に店舗を所有しA社に貸していますが、事業所税は誰が納めることになるのでしょうか。

A 事業所税の納税義務者は、建物の所有に関係なく、実際にその事業所等で事業を行っている人が対象となりますので、A社が納税義務者になります。

2 複数の事業所で事業を営んでいる場合は

Q 市内に500㎡の工場をそれぞれ別の場所に、1棟を所有し、2棟を借りて事業を営んでいます。この場合、所有しているのは1棟で床面積が500㎡なので、免税点以下と考えてよいでしょうか。

A 事業所税の床面積は、市内のすべての事業所の合計床面積になります。したがって、借りている工場も含め、床面積は1,500㎡となり課税の対象となります。

3 事業所を廃止した場合は？

Q 事業年度の中で事業所を廃止した場合は、月割計算をすればよいでしょうか。

A 事業年度末における課税区域内にある事業所や工場等の延床面積が免税点(1,000 ㎡)以下の場合は、課税対象とはなりません。免税点を超える場合は、当該廃止された事業所等について月割によって資産割が課税されることになります。

4 事業所税の使い道は？

Q 事業所税はどのようなことに使われているのですか。

A 人口や企業が集中することに伴って必要となる道路、公園、上・下水道、学校などの整備にあてるとともに、既存インフラ整備に要する費用の一部に使われています。



固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

課税の対象となる固定資産

- (1) 土地 = 田、畑、宅地、山林、雑種地など
- (2) 家屋 = 住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
- (3) 償却資産 = 事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品など
（具体例）アスファルト舗装、店舗内装（借家の場合）、看板、ビニールハウス、乾燥機、冷蔵庫、パソコン、エアコン、複写機、受変電設備

固定資産税を納める人（納税義務者）

令和7年度分の固定資産税を納税しなければならない人（納税義務者）は、令和7年1月1日（賦課期日）現在、新潟市内に固定資産を所有している人です。

土地	登記簿に所有者として登記されている人 （又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている人）
家屋	登記簿に所有者として登記されている人 （又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人）
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ 土地、家屋が登記されていない場合や、所有者として登記されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在に、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。
※ 所有者の所在が災害等の事由によって不明の場合、固定資産の使用者を所有者とみなすことがあります。

固定資産課税台帳価格の縦覧制度について

縦覧制度とは、納税者の方々に縦覧帳簿をご覧いただくことで、自己の所有する土地・家屋の評価額が、近隣の土地・家屋と比較して適正かどうかを判断できるようにする制度です。

縦覧期間は4月1日から4月30日まで（いずれも土日祝日等にあたる場合は、翌開庁日）です。詳しくは市報にいがたや新潟市ホームページでご確認ください。

※ 縦覧窓口は、資産税課、資産税第1・第2分室です。

私道の非課税申告について

私道部分と宅地部分の登記簿が別々になっていなくても、私道部分については、次の条件を満たしていれば、申告により非課税となる場合があります。

- ・客観的に道路と認定できること
 - ・利用上の制約がなく、不特定多数の人が利用できること
 - ・申告の際、道路部分の地積が特定できる精度の図面を添付できること
- 非課税の適用は、申告日の翌年の4月から始まる年度からとなります。
詳しくは資産税課又は各資産税分室までお問い合わせください。
（64～66ページ参照）

税額の計算方法

固定資産税は、次のような手順で税額を決定します。

- (1) 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

土地・家屋 の価格	原則として、基準年度(3年ごと)に価格の見直し(評価替え)を行い、毎年1月1日(賦課期日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、3年間その価格を据え置きます。ただし、土地の価格については、評価替えの翌年、翌々年において地価が下落し、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正することがあります。 なお、家屋の新增築、土地の地目変換等があった場合には新たに評価を行い価格を決定します。(次回評価替えは令和9年度です。)
償却資産 の価格	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

課税標準額	原則として、評価によって算定された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地の課税標準の特例措置や土地の負担調整措置によって、価格よりも低く算定される場合もあります。(33～35ページ参照)
-------	--

- (2) 区ごとに免税点の判定をし、税額を計算します。

免税点	同一区内に所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は課税されません。 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円
税額	課税標準額×税率1.4%=税額となります。 ただし、実際の区ごとの税額は、以下のように端数処理を行い算出します。 課税標準額(a)×税率(b)=区ごと税額(c) (a) 課税標準額: 免税点以上となった土地、家屋、償却資産の課税標準額を合計し、1,000円未満を切り捨てた額 (b) 税率: 1.4% (c) 区ごとの税額: 100円未満を切り捨てた額

- (3) 税額等を記載した納税通知書を、納税義務者に通知します。

納期	<4期> 第1期 4月16日から4月末日まで 第2期 7月16日から7月末日まで 第3期 12月16日から12月28日まで 第4期 翌年2月16日から2月末日まで ※各納期の最終日が土日祝日等にあたる場合は、翌開庁日となります。 <毎月納付(口座振替のみ)> 各月末日(12月は28日) ※振替日が土日祝日等にあたる場合は、翌開庁日となります。 (毎月振替の手続きについては43ページ参照)
----	---

土地に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

① 地目

地目は、田、畑(併せて農地といいます。)、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)現在の現況の地目によります。

② 地積

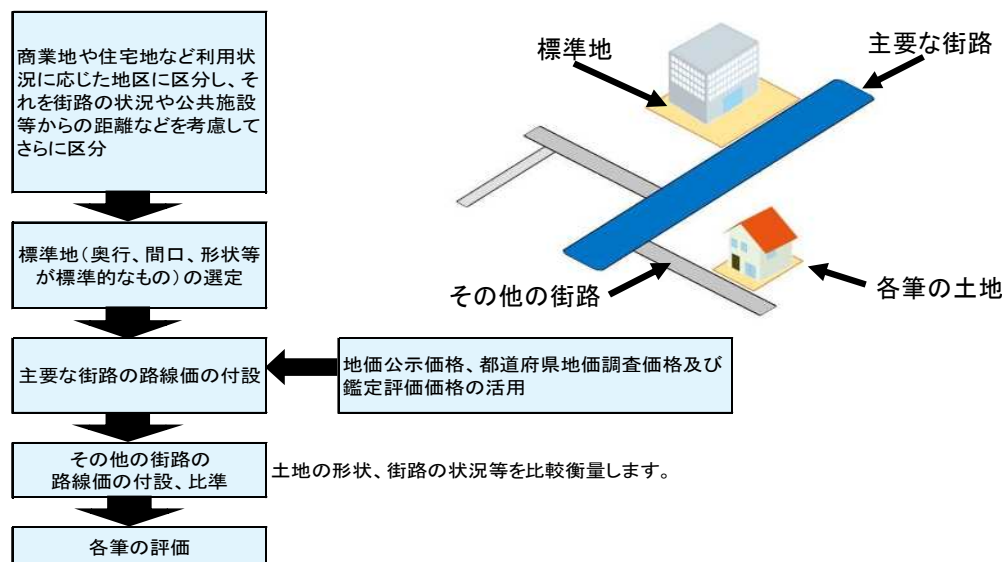
地積(面積)は、原則として登記簿に登録されている地積によります。

③ 価格(評価額)

価格は、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。宅地については、地価公示価格、都道府県地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価価格を参考に、これらの価格の7割程度を目途としています。

■ 地目別の評価の方法

ア 宅地(市街地宅地評価法の場合)の評価方法



イ 宅地(その他の宅地評価法の場合)の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価(地価公示価格等の7割を目途)に比準して、各筆を評価します。

ウ 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格(その算定の基礎となる売買実例価額に、宅地見込地としての要素等があれば、それに相当する価額を控除した純農地、純山林としての価格)に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除した価額によって評価します。

エ 牧場、原野、雑種地等の評価方法

宅地、農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく方法等により評価します。

● 路線価等の公開

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価を全て公開しています。

また、路線価に併せて、標準宅地の所在についても公開しています。

〈標準宅地とは〉

標準宅地とは、市内の地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

〈路線価とは〉

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等を基にして求め、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価を基にして幅員や公共施設からの距離等に応じて求めます。

宅地の価格(評価額)は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求めます。

〈公開例〉新潟市地図情報サービス にいがたeマップ



路線価情報の検索

路線価は「新潟市地図情報サービス にいがたeマップ」でご覧いただけます。新潟市ホームページからご利用ください。

トップページ > くらし・手続 > 税金 > 路線価公開(外部サイト)

(2) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって、小規模住宅用地と一般住宅用地とに分けて課税標準の特例措置を適用します。

① 特例の対象となる住宅用地は、次のとおりです。

- 専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地
…その土地の全部(家屋の床面積の10倍まで)
- 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地
…その土地の面積(家屋の床面積の10倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

☆ 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。
したがって、賦課期日(1月1日)において新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。
ただし、住宅建て替え中の土地として、一定の要件を満たす場合には、所有者の申告に基づき住宅用地として取り扱います。

※ 空家等対策の推進に関する特別措置法(空家特措法)により勧告の対象となった「管理不全空家等」及び「特定空家等」の土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置は適用しません。

住宅用地の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家屋の種類	居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅	全部	1.0
下記以外の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0
地上5階以上の耐火構造である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0

② 特例による軽減率

- 住宅用地のうち住宅一戸当たり200㎡までの部分(小規模住宅用地)
…価格の6分の1を課税標準額とします。
- 住宅用地のうち住宅一戸当たり200㎡を超え、家屋の床面積の10倍までの部分(一般住宅用地)
…価格の3分の1を課税標準額とします。

住宅用地の申告

次のような場合は、新潟市市税条例第70条に基づき、「住宅用地の適用(変更)申告書」の提出をお願いします。

- 住宅を取り壊した場合
- 住宅用地の一部を貸駐車場などに変更した場合
- 隣の土地を買い足した場合
- 専用住宅を店舗や事務所などの併用住宅や非住宅に変更した場合、又は併用住宅から専用住宅や非住宅に変更した場合
- 併用住宅で、居住部分とその他の部分の利用割合を変更した場合

住宅用地の適用(変更)があった年の翌年1月31日までに申告してください。詳しくは、資産税課又は資産税第1・第2分室までお問い合わせください。(64～66ページ参照)

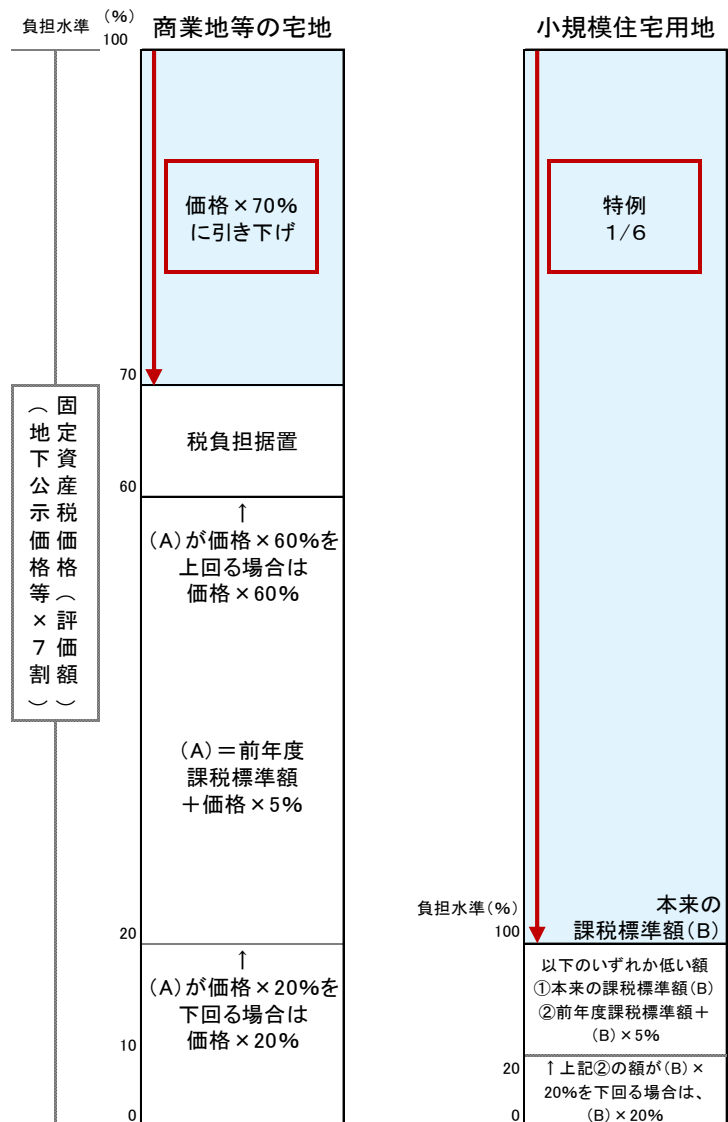
(3) 宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

宅地の税負担の調整措置を図示すると、右図のようになります。

● 負担水準が高い土地は、**税負担が下がる**かあるいは**据え置き**になります。

● 負担水準が低い土地は、**なだらかな税負担の増**となります



「負担水準」とは…個々の宅地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

次の算式によって求められます

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} \div [\text{今年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率 (注) } 1/6 \text{ 又は } 1/3))]$$

注 小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率 (小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3) を乗じます。

① 固定資産税額は、次のとおり求められます。

商業地等の宅地(注1)

$$\text{課税標準額(価格} \times 70\%) \times \text{税率} = \text{税額}$$

注1「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や、農地以外の土地のうち評価がその土地と状況が類似している宅地の価格に比準して決定される土地(「宅地比準土地」といいます。)のことをいいます。

住宅用地

$$\text{課税標準額(価格} \times 1/6 \text{(注2))} \times \text{税率} = \text{税額}$$

注2 住宅用地のうち一戸あたり200㎡までの部分(小規模住宅用地)、200㎡を超えた部分は1/3(一般住宅用地)となります。

② ただし、前年度の課税標準額が以下の場合の土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

商業地等の宅地

今年度の価格(以下④とします。)と比べて

(ア) 前年度課税標準額が④の60%以上70%以下の場合

→ 前年度課税標準額を据え置きます。

(イ) 前年度課税標準額が④の60%未満の場合

→ 前年度課税標準額 + ④ × 5%

(ただし、上記(イ)により計算した額が、④の60%を上回る場合は60%、
④の20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

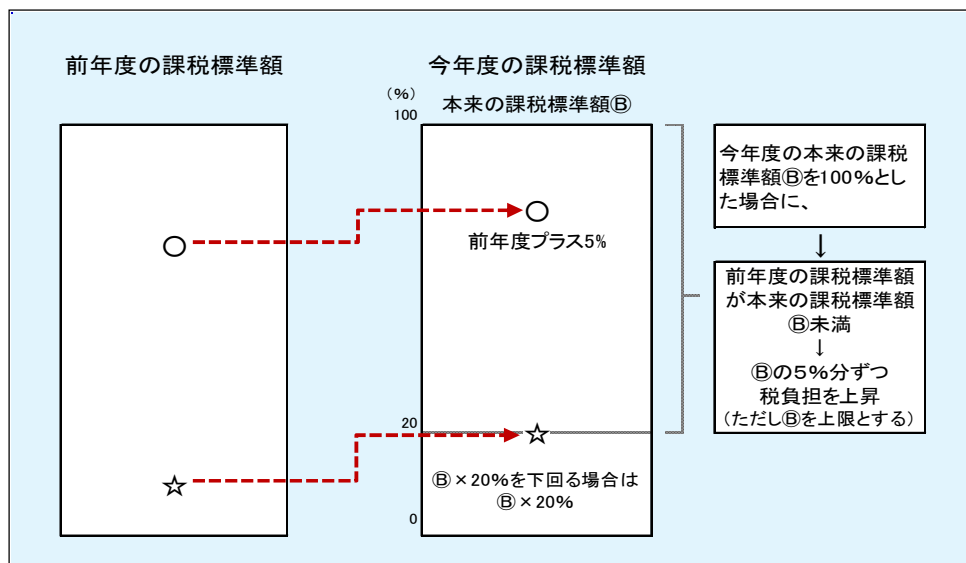
住宅用地

今年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額(以下⑤「本来の課税標準額」とします。)と比べて前年度課税標準額が⑤未満の場合

→ 前年度課税標準額 + ⑤ × 5%

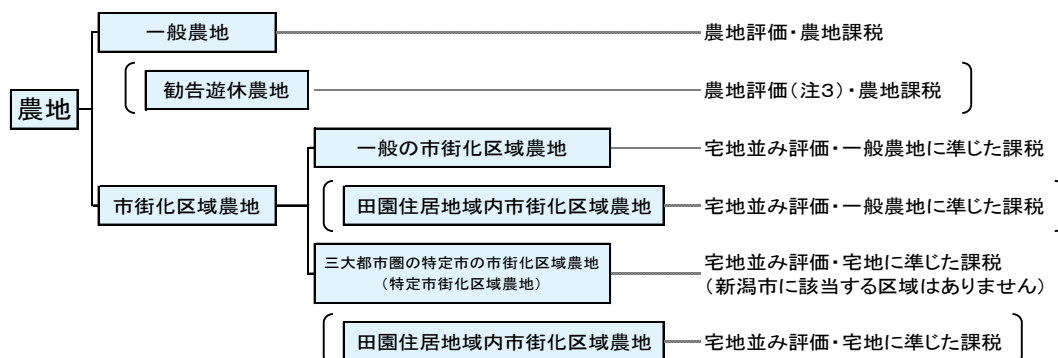
(ただし、上記により計算した額が、⑤を上回る場合は⑤、⑤の20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

〈住宅用地の課税標準額算定イメージ〉



(4) 農地に対する課税

農地は一般農地と市街化区域農地とに区分され、それぞれ評価及び課税（負担調整措置など）について、宅地等とは異なる仕組みがとられています。（評価については、31ページ参照。）



注3 農地法に基づき、農業委員会が農地の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農地の評価額（課税標準額）は、勧告されていない農地の概ね1.8倍となります。

① 一般農地

一般農地は、市街化区域農地や農地法による転用許可を受けた農地などを除いたものです。

一般農地についても、評価額に対する前年度課税標準額の割合に応じた負担調整措置が導入されています。

負担水準	課税標準額
90%以上	前年度課税標準額 × 1.025
80%以上90%未満	前年度課税標準額 × 1.05
70%以上80%未満	前年度課税標準額 × 1.075
70%未満	前年度課税標準額 × 1.1

② 市街化区域農地

市街化区域農地は、市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたものです。

したがって、市街化区域内にある農地であっても、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば、原則として、一般農地と同様の評価・課税となります。

● 一般の市街化区域農地

一般の市街化区域農地は、一般農地と評価の方法は異なり、また、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となりますが、税負担の調整措置については、一般農地と同様です。

● 三大都市圏の特定市の市街化区域農地

新潟市に該当する区域はありません。

家屋に対する課税のしくみ

(1) 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準とする方法によって評価額を決定します。

○ 家屋の評価

評価額＝再建築費評点数×経年減点等補正率×評点1点当たりの価額

● 再建築費評点数

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築した場合に必要な建築費に相当するものです。

● 経年減点等補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものです。

※ 能登半島地震による、損耗減点補正率を含みます。

● 評点1点当たりの価額

物価水準や設計管理費等を補正するものです。

以上によって求めることとなりますが、その額が評価替え前の価額を超える場合には、通常、評価額は評価替え前の価額に据え置かれます。

令和6年度の評価替えでは、建築物価の変動を反映して、再建築費評点数の基礎となる単価と積雪寒冷地域の級地区分が見直されました。

なお、令和7年度・令和8年度は、この価額が据え置かれます。

(2) 新築住宅に対する減額措置

新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅については、新築後3年度分又は5年度分の固定資産税の税額が2分の1減額されます。具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

① 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

- 専用住宅や併用住宅（例えば、1階が店舗で2階が住居となっている家屋）であること。ただし、併用住宅の場合には、住居として用いられている部分（居住部分）の床面積が家屋全体の2分の1以上であることが必要です。この場合、減額の対象となるのは、居住部分に限られます。

● 床面積の要件

用途	要件
・一戸建住宅 ・マンションなどの区分所有家屋（貸家用集合住宅以外）	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
貸家用集合住宅（アパート及び寄宿舎等）	一つの居住部分ごとの床面積が40㎡以上280㎡以下であること。

※ マンションなどの区分所有家屋の床面積は、「専有部分の床面積＋専有面積の広さに応じた共用部分（廊下・階段等）の床面積」で判定します。

② 減額される期間

減額される期間は、住宅の階層数及び構造別に次のようになります。

住宅の階層数及び構造	減額期間
一般の住宅(下記以外の住宅)	新築後3年度分
3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後5年度分

③ 減額される床面積

1戸当たり120㎡相当分まで

(3) 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅のうち、一定の基準に適合する認定長期優良住宅については、市に申告すると、新築後5年度分又は7年度分の固定資産税が2分の1減額されます。具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

① 減額される住宅

令和8年3月31日までに新築された住宅のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定を受けて建築された住宅で、(2)新築住宅に対する減額措置の①に示す要件(39ページ参照)を満たす住宅です。

② 減額される期間

減額される期間は、住宅の階層数及び構造別に次のようになります。

住宅の階層数及び構造	減額期間
一般の住宅(下記以外の住宅)	新築後5年度分
3階建以上の中高層耐火住宅等	新築後7年度分

③ 減額される床面積

1戸当たり120㎡相当分まで

④ 申告方法

新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに、申告書及び必要書類を揃えて、資産税課又は資産税第1・第2分室に申告してください。

(4) 耐震改修住宅等に対する固定資産税の減額措置

既存住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、市に申告すると、固定資産税が2分の1、又、耐震改修工事が行われた家屋のうち、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、3分の2減額されます。具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

① 減額される住宅

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和8年3月31日までに一定の改修工事を行った住宅

② 減額対象工事

建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合するよう行われた工事で、工事費用が50万円を超えるもの

③ 減額される期間

1年度分が減額されます。(工事完了日の翌年の4月から始まる年度分)

④ 減額される床面積

1戸当たり120㎡相当分まで

⑤ 申告方法

改修後3か月以内に、申告書及び必要書類を揃えて、資産税課又は資産税第1・第2分室に申告してください。

(5) 高齢者等居住(バリアフリー)改修住宅等に対する固定資産税の減額措置

高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、市に申告すると、固定資産税が3分の1減額されます。(ただし、(4)耐震改修住宅等に対する固定資産税の減額措置を受けている場合は、減額されません。)具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

① 減額される住宅

新築された日から10年以上経過した住宅のうち、令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った住宅で、改修後の住宅面積が50㎡以上280㎡以下であるもの(賃貸住宅を除く)

② 居住者等の要件

下記のいずれかの人が居住していること

- ・65歳以上(減額を受ける年度の賦課期日現在)
- ・要介護認定又は要支援認定を受けている人
- ・障がい者

③ 減額対象工事

次の工事で、補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの

- | | | |
|----------|------------|------------|
| ・廊下の拡幅 | ・手すりの取り付け | ・階段の勾配の緩和 |
| ・床の段差の解消 | ・浴室の改良 | ・引き戸への取り替え |
| ・便所の改良 | ・床表面の滑り止め化 | |

④ 減額される期間

1年度分が減額されます。(工事完了日の翌年の4月から始まる年度分)

⑤ 減額される床面積

1戸当たり100㎡相当分まで

⑥ 申告方法

改修後3か月以内に、申告書及び必要書類を揃えて、資産税課又は資産税第1・第2分室に申告してください。

(6) 熱損失防止(省エネ)改修住宅等に対する固定資産税の減額措置

既存住宅について、一定の省エネ改修工事を行った場合、市に申告すると、固定資産税が3分の1、又、省エネ改修工事が行われた家屋のうち、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、3分の2減額されます。(ただし、(4)耐震改修住宅等に対する固定資産税の減額措置を受けている場合は、減額されません。)

具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

① 減額される住宅

平成26年4月1日に存していた住宅のうち、令和8年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った住宅で、改修後の住宅面積が50㎡以上280㎡以下であるもの(賃貸住宅を除く)

② 減額対象工事

次の工事で、補助金等を除く自己負担が60万円を超えるもの

- ・窓の改修工事
- ・窓の改修工事と併せて行う床、天井又は壁の断熱工事

③ 減額される期間

1年度分が減額されます。(工事完了日の翌年の4月から始まる年度分)

④ 減額される床面積

1戸当たり120㎡相当分まで

⑤ 申告方法

改修後3か月以内に、申告書及び必要書類を揃えて、資産税課又は資産税第

1・第2分室に申告してください。

各減額措置の適用関係や申告書類について、詳しくは市役所ホームページをご確認いただくか、資産税課又は資産税第1・第2分室にお問い合わせください。(64～66ページ参照)

償却資産に対する課税のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

(1) 前年中に取得した償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

(2) 前年より前に取得した償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \cdots \cdots (A)$$

ただし(A)により算出した額が、取得価額の5%よりも小さい場合は、その償却資産が本来の用途に使われている限りは、取得価額の5%の額を評価額とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、定率法(国税の取り扱い上の旧定率法)です。

取得価額……原則として国税の取り扱いと同様です。

減価率……原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。



都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

課税の対象となる資産

都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

都市計画税を納める人(納税義務者)

令和7年1月1日(賦課期日)現在、新潟市内に上記「課税の対象となる資産」を所有している人です。

この場合の所有している人とは、固定資産税の場合と同様です。(29ページ参照)固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。(30ページ参照)

税率と税額の計算方法

課税標準額×税率0.28%＝税額

課税標準額

(1) 土地

① 住宅用地については、課税標準の特例措置が適用されますが、特例によって軽減される率は固定資産税と異なり、次のとおりです。

●住宅用地のうち住宅一戸当たり200m² までの部分(小規模住宅用地)
価格の3分の1を課税標準額とします。

●住宅用地のうち住宅一戸当たり200m² を超え、家屋の床面積の10倍までの部分(一般住宅用地)
価格の3分の2を課税標準額とします。

② 固定資産税と同様に負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置を講じています。

住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象となる要件については、33ページを参照してください。

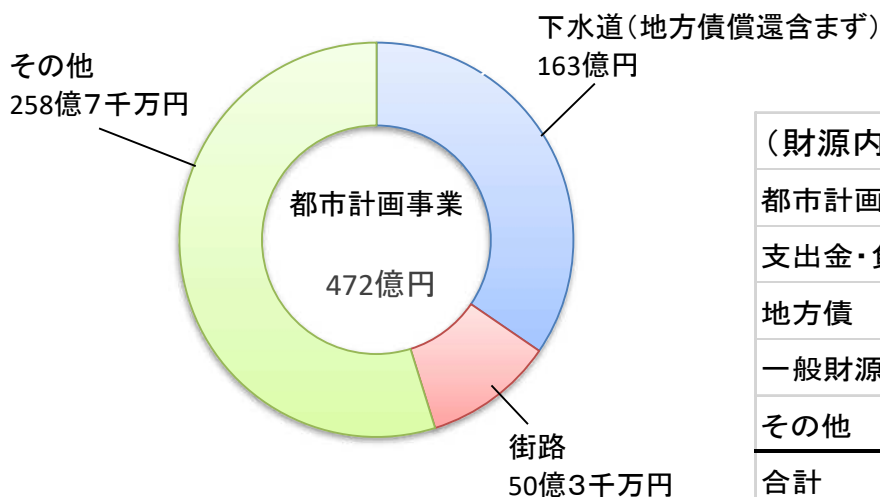
(2) 家屋

固定資産税の課税標準と同じ価格です。

納税の方法

固定資産税と合わせて納めていただきます。そのため、納税通知書は固定資産税と都市計画税が合算された額になっています。

〈都市計画税の使用状況〉（令和7年度予算）



(財源内訳)	
都市計画税	83億2千万円
支出金・負担金	63億5千万円
地方債	146億4千万円
一般財源	178億3千万円
その他	6千万円
合計	472億円

〈土地・建物の税金〉

所有しているとき	固定資産税(市税)	…土地や家屋を所有している場合
	都市計画税(市税)	…市街地区域内に土地や家屋を所有している場合
	事業所税(市税)	…一定規模以上の事業所床面積を有している場合
取得したとき	不動産取得税(県税)	…土地や家屋を取得した場合
	相続税(国税)	…土地や家屋などを相続した場合
	贈与税(国税)	…土地や建物などの贈与を受けた場合
	登録免許税(国税)	…土地や建物を登記する場合
	印紙税(国税)	…売買契約などを作成した場合

被災代替資産の固定資産税等の軽減措置について

東日本大震災及び原発事故により被災した住宅用地・家屋に代わるものを取得した場合、それらに対して課される固定資産税・都市計画税の軽減措置が受けられます。詳しくは資産税課又は各資産税分室にお問い合わせください。(64～66ページ参照)

固定資産税・都市計画税は口座振替による納付の場合、毎月納付にすることができます

固定資産税・都市計画税の口座振替による納付方法は、期限までに申し込みすることで毎月(12回)に振り替えることができます。

毎月振替税額計算と振替日

年税額100,000円の場合(通常納期4期)

期別	税額	振替日(納期限)
第1期	25,000円	4月末日
第2期	25,000円	7月末日
第3期	25,000円	12月28日
第4期	25,000円	翌年2月末日

※振替日が土、日曜日等のときは翌開庁日になります



期別	税額	振替日(納期限)
4月期	8,700円	4月末日
5月期	8,300円	5月末日
6月期	8,300円	6月末日
7月期	8,300円	7月末日
8月期	8,300円	8月末日
9月期	8,300円	9月末日
10月期	8,300円	10月末日
11月期	8,300円	11月末日
12月期	8,300円	12月28日
1月期	8,300円	翌年1月末日
2月期	8,300円	翌年2月末日
3月期	8,300円	翌年3月末日

※振替日が土、日曜日等のときは翌開庁日になります

毎月振替の人のみ税額の端数計算を1,000円未満単位ではなく100円未満単位で処理します。
又、1～4期ではなく、振替月に併せ4月期～3月期として表示します。

申込方法

振替希望の金融機関で、備え付けの「新潟市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、窓口に出してください。

申込期限

申込期限について55ページの(令和7年度)市税口座振替申込スケジュールをご覧ください。

ご注意!

毎月納付は振替開始の時期や4期に戻す場合等、通常納期の申込方法と異なります。

〈口座振替毎月(12期)納付特例の運用取扱い〉

- 口座振替日は各期納期限日に振替します。
- 各納期の端数は100円単位です(4期納付の場合は1,000円単位)。
- 振替開始時期は、各年度とも4月からと7月からの2回です(4月の場合は1月末日、7月の場合は5月末日までの申し込みになります)。
- ※新たに土地や家屋等固定資産を取得し今年度から課税される人は、毎月納付制度の利用は7月からになります。この場合、第1期分の税額を納めていただき、期限までに申し込みいただくと、第2期以降の税額を7月～翌年3月まで9回に分割し口座振替させていただきます。
- 4月からの開始は、翌年3月までの12回、7月からの開始は、7月から翌年3月までの9回に分割して計算した税額を口座振替させていただきます。
- ※7月期から申し込みされた人は、4月にお送りする納税通知書は4期納期となっています。7月に改めて9回に分割した納税通知書をお送りします。
- 毎月振替を4期に戻す場合は、翌年度からとなります(別途申し出が必要です)。
- 口座解約等で振替不能となった場合は納付書を送付しますが、市の収納窓口又は金融機関窓口(ゆうちょ銀行を除く)での取扱となります。
- 口座引落不能を繰り返した場合、毎月納付を中止する場合があります。
- 法律改正等で、4月に納税通知書を発送できない場合、5月から11回に分けての毎月納付等、納期が変更されることがあります(その場合は、市報・ホームページでお知らせします)。

1 固定資産の評価替えとは？

Q 固定資産の評価替えとは何ですか。

A 固定資産税は、固定資産の価格、「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになります。

しかし、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、困難であり、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小限に抑える必要もあるため、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置き、3年ごとに評価額を見直す制度がとられており、これを評価替えといいます。

なお、土地の価格については、評価替えの翌年、翌々年において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、評価を修正できることとなっています。(次回評価替えは令和9年度です)

あらし

あらし

2 売買した土地、家屋の固定資産税は？

Q 私は、令和6年11月に自己所有の土地及び家屋の売買契約を締結し、令和7年3月には買い主への所有権移転登記を済ませました。令和7年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 令和7年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

固定資産税は、1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することとなっているからです。

なお、売り主と買い主の間で固定資産税を月割あん分して負担する場合の月数計算の始期(例えば、1月1日又は4月1日等)については、固定資産税は年税であるため特に定められていません。

最近では、税負担をめぐるトラブルを防ぐため、誰がどのように負担するか契約書に記載していることが多いようです。あなたの場合も契約書でどのようになっているか一度確かめてみてください。

3 古い家屋の固定資産税が下がらないのは？

Q 家屋は年々古くなっていくのに家屋の固定資産税の額が下がらないのはなぜですか。

A 家屋の評価は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築した場合に必要とされる建築費に相当するもの(これを「再建築費評点数」といいます。)に家屋の建築後の経過によって生ずる損耗の状況による減価率等(これを「経年減点等補正率」といいます。)を乗じ、さらに、評点1点当たりの価額を乗じて評価額を求めることとされています(37ページ参照)。

在来家屋の評価は評価替えの年度ごとに見直しをしますが、前回の評価替えの年度から今回の評価替えの年度までの間の再建築費評点数の基礎となる建築物価の変動分を考慮した補正率(これを「再建築費評点補正率」といいます。)が、経年減点等補正率という減価率を上回る場合は評価額が上がることになり、反対に、再建築費評点補正率が経年減点等補正率を下回る場合には評価額が下がることになります。

つまり、家屋は、建築物価の上昇が激しい場合には、見かけは古くなくてもその価値(価格)が減少せず、かえって上昇することがあるわけです。

しかし、固定資産税(家屋)においては、評価替えによる評価額が評価替え前の評価額を上回る場合には、税負担を考慮して原則として評価替え前の評価額に据え置くこととされています。

このようなことから、古い家屋の固定資産税は必ずしも年々下がるということにはならないわけです。

4 固定資産税が急に高くなったのは？

Q 私は、令和3年7月に木造2階建住宅を新築し、令和4年度からこの家屋の固定資産税を納めていましたが、令和7年度分の税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては、固定資産税の減額制度が設けられています。
新築された住宅が一定の要件に当たるときは、新築後3年度分に限り税額が2分の1に減額されます(3階建以上の中高層耐火住宅等については5年度分。37ページの「新築住宅に対する減額措置」を参照)。

あなたの場合は、令和4・5・6年度分については120㎡分までの税額が2分の1に減額されていましたが、この減額措置が終了したことにより、本来の税額に戻ったものです。

なお、固定資産税と一緒に納めていただく都市計画税についてはこのような減額制度はありません。

あらし

あらし

5 家屋を取り壊した場合の手続きは？

Q 家屋を取り壊しましたが、手続きはどのようにするのですか。

A 家屋を取り壊したら、登記物件の場合は滅失登記をする必要があります。

登記が遅れる場合や未登記家屋の場合は、資産税課又は各資産税分室へ「家屋滅失届出書」を取り壊した年内に提出してください。届出を基に担当職員が現地確認に伺います。

固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋に課税されますので取り壊した翌年から課税されなくなります。しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、壊したことを把握するのが困難ですので、誤って課税してしまう原因になります。

届出の用紙は、資産税課又は各資産税分室に備え付けてあるほか、新潟市ホームページにも掲載しています。

届出の記入事項は①壊した家屋の所有者②壊した年月日③壊した家屋の場所、用途、床面積などです。

詳しくは資産税課又は各資産税分室へお問い合わせください。(64～66ページ参照)

6 登記家屋の所有者変更は？

Q 登記簿に登記されていない家屋(未登記家屋)の所有者を変更(売買、相続、贈与など)しました。納税義務者の変更手続きはどのようにするのですか。

A 未登記家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋所有者変更届出書」を、資産税課又は各資産税分室へ提出してください。届出のあった翌年度から納税義務者を新所有者に変更します。

登記物件の場合は、所有権移転登記を行うと、地方税法の規定によりその旨を登記所が市へ通知しますので、市は、所有者が変更されたことがわかりますが、未登記家屋は、この所有者変更届出書を提出していただかないと、所有者の変更が把握できません。

届出用紙は資産税課又は各資産税分室に備え付けてあるほか、新潟市ホームページにも掲載しています。届出書には、記名、押印のほか添付書類として、売買の場合は ①売買契約書の写し ②旧所有者及び新所有者の印鑑証明書、相続の場合は ①遺産分割協議書の写し ②遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書がない場合は ①旧所有者と全ての法定相続人のつながりがわかる戸籍謄本 ②法定相続人全員の印鑑証明書が必要になります。

所有者変更の内容によって添付書類が異なりますので、詳しくは資産税課又は各資産税分室へお問い合わせください。(64～66ページ参照)

5 軽自動車税

詳しくは
こちら



種別割

軽自動車税種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます。)の所有者又は使用者に対して課税される税金です。

納める人

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している人です。ただし、割賦販売などで所有権が留保されている場合は、買主(使用者)に課税されます。

税率

● 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

車種区分		税率(額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの、又は電動で定格出力が600W以下のもの(ミニカーを除く)	2,000円
	総排気量が50ccを超え125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの	
	特定小型原動機付自転車(定格出力:600W以下、最高速度:20km/h以下、車体の大きさ:長さ1.9m以下かつ幅0.6m以下のもの)	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの、又は電動で定格出力が600Wを超え800W以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの、又は電動で定格出力が800Wを超え1,000W以下のもの	2,400円
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下(電動で定格出力が250Wを超え600W以下)のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の間の距離が50cmを超えるもの(ミニカー等)	3,700円
二輪の軽自動車(総排気量が125ccを超え250cc以下のもの)		3,600円
二輪の小型自動車(総排気量が250ccを超えるもの)		6,000円
雪上車(総排気量が660cc以下のもの)		3,600円
小型特殊自動車	農耕用(最高速度が時速35km未満のトラクタ・田植機など)	2,400円
	その他(農耕作業用以外の指定用途の車両で最高速度が時速15km以下のフォーク・リフトなど)	5,900円

● 三輪・四輪の軽自動車

自動車検査証の初度検査年月(※)に応じて、下表の税率、又はグリーン税制による、重課税率、軽課税率のいずれかの税率が適用されます。

車種区分 (総排気量が660cc以下)			税率(額)	
			初度検査年月が 平成27年3月以前の車両	初度検査年月が 平成27年4月以降の車両
三輪			3,100円	3,900円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

(※)初度検査年月とは？

今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を使用するときに受ける最初の新規検査年月のことです。
自動車検査証の「初度検査年月」の欄で確認できます。

自動車検査証

令和6年1月4日

軽自動車検査協会

0401123456789

車種区分	初度検査年月	車種の種別	用途	自家用・営業用の別	型式指定番号	関係区分番号
新潟58×あ12××	令和6年1月	軽自動車	乗用	自家用	12345	6789
××××						
××						

ここに記載されている年月が初度検査年月です

※平成15年10月14日以前に登録された車両については「平成15年」「平成14年」「平成13年」というように年単位で記載されています。その場合は平成15年12月、平成14年12月、平成13年12月と読み替えます。

グリーン税制

平成28年度から軽自動車においてもグリーン税制が導入されました。
軽自動車税のグリーン税制は、排ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、その性能に応じて税額を軽減(軽課)し、初度検査年月から13年経過した環境負荷の大きい車両について税額を増額(重課)する制度です

あ
ら
ま
し

● 重課税率

重課税率は、初度検査年月から13年経過した車両に適用される税率です。

令和7年度に重課税率が適用される車両は、初度検査年月が平成24年3月以前の車両です。

なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車、被けん引自動車は重課税率の対象外となります。

車種区分 (総排気量が660cc以下)			税率(額)
三 輪			4,600円
四 輪 以 上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨 物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

あ
ら
ま
し

● 軽課税率

初度検査年月が令和6年4月から令和7年3月の車両で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さな車両は、令和7年度に限り以下の軽課税率が適用されます。

車種区分 (総排気量が660cc以下)			税 率 (額)		
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車(※1)	ガソリン車・ハイブリッド車	
				基準1(※2) 2,000円 (乗用営業用のみ)	基準2(※3) 3,000円 (乗用営業用のみ)
三 輪			1,000円		
四輪以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし
	貨 物	営業用	1,000円	適用なし	適用なし
		自家用	1,300円	適用なし	適用なし

※1 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両

※2

乗 用	・平成30年排出ガス基準50%低減達成車 又は平成17年排出ガス基準75%低減 達成車 (★★★★低排出ガス車) ・2030年度燃費基準90%達成かつ2020 年度燃費基準達成車
--------	--

※3

乗 用	・平成30年排出ガス基準50%低減達成車 又は平成17年排出ガス基準75%低減 達成車 (★★★★低排出ガス車) ・2030年度燃費基準70%達成かつ2020 年度燃費基準達成車
--------	--

燃費基準の達成状況等は自動車検査証で確認することができます。

申告

軽自動車、バイク等を取得したとき、住所を変更したときや、廃棄・譲渡したときは速やかに申告をしてください。

車種	事由	必要なもの	提出書類	申告場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	販売店から購入したとき	・販売証明書 ・届出者の本人確認書類 (運転免許証など)	申告書兼標識 交付申請書	市民税課 区役所 区民生活課(中央区 除く) 出張所 連絡所 連絡所ではナンバー プレート、標識交付証 明書等の交付は後日 になります。
	廃車済のものを譲渡されたとき	・廃車申告受付書 ・届出者の本人確認書類 (運転免許証など)		
	市外の人から譲渡されたとき	・廃車申告受付書(未廃車 の場合はナンバープレートと 標識交付証明書)		
	他市町村から転入したとき	・届出者の本人確認書類 (運転免許証など)		
	市内の人に譲渡した(された)とき	・譲渡証明書 ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類 (運転免許証など)	廃車申告書	
		・廃棄するとき ・市外の人に譲渡するとき ・他市町村へ転出するとき ※お持ちの車両を一時的に使用しない という理由での廃車はできません。		
	その他変更があったとき	・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類 (運転免許証など)	変更申告書	
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下)	右記にお問い合わせください。	北陸信越運輸局新潟運輸支局(新潟市中央区東出来島14-26) ☎050-5540-2040		
二輪の小型自動車 (250ccを超える)				
四輪・三輪の軽自動車		軽自動車検査協会新潟主管事務所(新潟市江南区亀田早通字川根2940) ☎050-3816-1850		

上記の申告をしないと、廃車や譲渡した軽自動車等に翌年度以降も税金がかかります。申告を代行者等に依頼したときは、手続きが完了したかどうかを代行者に確認してください。

原付バイク・小型特殊自動車の登録について

- ・市内の他の区に引越しても、ナンバー変更及び住所の変更手続きは不要です。
- ・農耕作業用自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)で乗用装置があり最高時速が時速35km未満のものは、小型特殊自動車です。軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。

納税

市役所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めてください。
ただし5月末日が土・日曜日等にあたる場合は、翌開庁日までに納めてください。

自賠責入っていますか？

万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原付バイク等を含む自動車は、法律で自賠責保険への加入が義務づけられています。(農耕作業用の小型特殊自動車や公道を走らない構内乗用車を除く)

未加入のまま運転すると、法律に基づき罰則が適用されることがあります。必ず加入しましょう。

加入については、損害保険会社、代理店等へお問い合わせください。

環境性能割

令和元年10月1日から自動車取得税に代わり、新たに軽自動車税環境性能割が創設されました。これは、軽自動車を取得の際に、燃費性能に応じて納めていただくもので、環境負荷の小さい軽自動車の普及を目的としています。

納める人

新車・中古車を問わず取得価額50万円を超える軽自動車(3輪以上の軽自動車)を取得した場合に、その車両を取得した人に課税されます。

税率

軽自動車の取得価額に、次の表に示す税率を乗じた額が課税されます。税率は、環境性能に応じて区分されます。

対象車				税率	
				自家用	営業用
電気自動車 天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）				非課税	非課税
ガソリン乗用車 （ハイブリッド乗用車含む）	平成17年排出 ガス基準 75%低減達成車 （★★★★） 又は、平成30年排出 ガス基準 50%低減達成車 （★★★★）	令和2年度燃 料基準達成車	令和12年度燃 費基準80%達 成	非課税	非課税
			令和12年度燃 費基準75%達 成	1%	0.5%
			令和12年度燃 費基準70%達 成	2%	1%
	上記以外			2%	2%
	ガソリントラック （車両総重量2.5t以下）	平成17年 排出ガス 基準75%低減達成車 （★★★★） 又は、平成30年 排出ガス基準50% 低減達成車 （★★★★）	R4年度燃費基準105%達成		非課税
R4年度燃費基準100%達成			1%	0.5%	
R4年度燃費基準95%達成			2%	1%	
上記以外			2%	2%	
上記以外					

※1「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

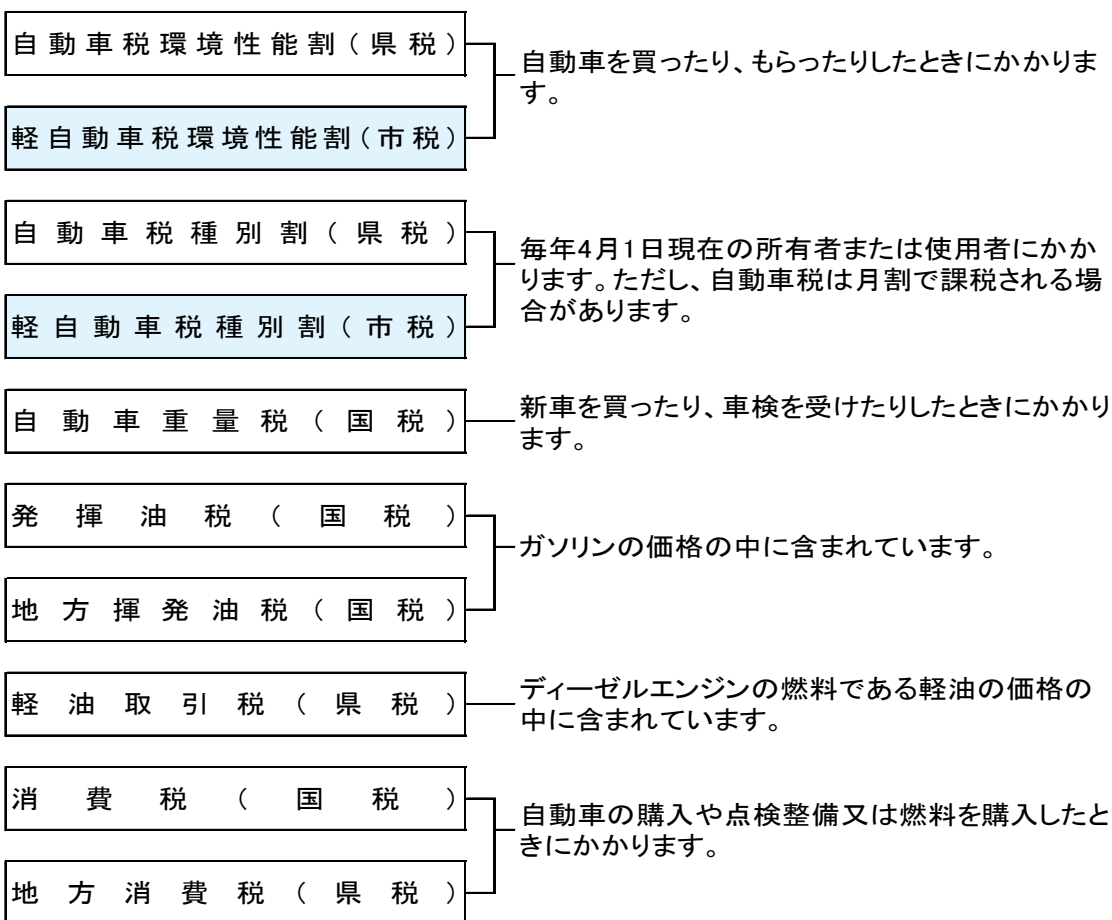
※2「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

納税

これまでの自動車取得税と同様、軽自動車を取得の際、申告書を提出し、納めていただくことになります。なお、環境性能割の賦課徴収は、当分の間、新潟県が行います。（新潟県は、申告書等の受付業務を以下の団体に委託しています）

お問い合わせ先	電話番号	所在地
(一社)全国軽自動車協会連合会 新潟事務所	025-212-2154	新潟市江南区亀田早通字川根2940

自動車を所有すると、こんな税金がかかります。



1 バイクを譲渡した場合の軽自動車税は？

Q 4月中旬に原付バイクを友人に譲りましたが、私のところに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。私のところにはもうバイクがないのに税金を納めなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税は4月1日現在軽自動車等を所有又は使用している人に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からは、あなたの友人に課税されることになります。ただし、譲渡した旨の申告をしていないと来年度以降もあなたに課税されることになりますので必ず申告をしてください。

あ
ら
ま
しあ
ら
ま
し**2 年度の途中で廃車した場合の軽自動車税は？**

Q 私は8月に軽自動車を廃車しました。軽自動車税は5月末に納めてありますが、月割で戻ってこないのですか。

A 軽自動車税は4月1日現在の所有者又は使用者に年税額で課税されますので、4月2日以降に廃車をしても全額納めなくてはなりません。又、すでに納められた税金を月割で還付することはありません。逆に、4月2日以降に取得した場合はその年度の軽自動車税は課税されません。

3 転出する場合の原付バイクの手続きは？

Q 私は原付バイクで通勤しています。今度転勤で長岡市に引越すことになりましたが、何か手続きが必要でしょうか。

A 軽自動車税は、本人の申告をもとに軽自動車等の定置場のある市町村で課税されます。したがって、転出する際に、今付いている新潟市のナンバープレートをはずして廃車の申告をしなければなりません。又、引き続き長岡市で使用する場合は、長岡市で申告をし、新しいナンバープレートの交付を受けることになります。

4 当分使用しない原付バイクの手続きは？

Q 新車を購入したため、当分使用しない原付バイクがありますが、廃車の手続きは可能でしょうか。

A 軽自動車税は4月1日現在に車両を所有している人に対して課税される税金です。一時的に使用しないという理由での廃車手続きはお受けできません。

6 市たばこ税

詳しくは
こちら



市たばこ税を納める人

市内のたばこ小売店にたばこを売り渡す、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。

税 率

税率は1,000本につき6,552円です。

申告と納税

市たばこ税を納める人が、毎月の売渡し本数、税額などを翌月末日までに申告し、納めることになっています。

※eLTAXによる電子申告も可能です

7 鉱産税

詳しくは
こちら



鉱産税は、鉱物の掘採事業に対して課税される税金です。

鉱産税を納める人

鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

税 率

税率は鉱物の価格の1%です。

申告と納税

鉱業者が、毎月掘採した鉱物の数量、価格、税額などを翌月15日から末日までに申告し、納めることになっています。

※令和7年3月からeLTAXによる電子申告が可能となりました。

8 入湯税

詳しくは
こちら



入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用にあてるための目的税です。

入湯税を納める人

鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客です。

税 率

税率は、入湯客1人1日について、150円です。（宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。）

ただし、満12歳未満の人、一般公衆浴場、日帰り温泉施設（利用料金が1,000円以下のものに限り）などの入湯客は課税が免除されます。

申告と納税

鉱泉浴場（温泉等）の経営者が、毎月入湯客から受け取った税額などを翌月15日までに申告し、納めることになっています。

※eLTAXによる電子申告も可能です